令和８年第３回取手市議会定例会会議録（第３号）【未校正】

開議及び閉議日時並びにその宣告者	開議	令和８年　９月　４日午前１０時　　分	議　長	山野井　隆
	散会	令和８年　９月　４日午後　　時　　分	議　長	山野井　隆

出席及び欠席議員の氏名

出席　２１名

欠席　　０名

凡例
○出席を示す
△欠席を示す
㊊公務欠席を示す

議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
１	長塚　美雪	○	１３	欠員	
２	本田　和成	○	１４	落合信太郎	○
３	岡口すみえ	○	１５	欠員	
４	古谷　貴子	○	１６	金澤　克仁	○
５	杉山　尊宣	○	１７	欠員	
６	佐野　太一	○	１８	山野井　隆	○
７	海東　一弘	○	１９	染谷　和博	○
８	根岸裕美子	○	２０	佐藤　隆治	○
９	久保田真澄	○	２１	入江　洋一	○
１０	鈴木　三男	○	２２	赤羽　直一	○
１１	関川　翔	○	２３	遠山智恵子	○
１２	小堤　修	○	２４	加増　充子	○

職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名	事務局長	彦坂　哲	事務局次長	蛯原康友

速報版・未校正

説明のため議場に出席した者の職氏名

市長	中村　修
教育長	石塚康英
副市長	伊藤　哲
副市長	黒澤伸行
総務部長	立野啓司
政策推進部長	渡来真一
財政部長	海老原輝夫
健康福祉部長	飯山貴与子
こども部長	香取美弥
まちづくり振興部長	森川和典
建設部長	原部英樹
都市整備部長	浅野和生
教育部長	飯竹永昌
消防長	岡田直紀
会計管理者	斉藤理昭
総務部次長	蛯原一雄
健康福祉部次長	関口勝己
都市整備部次長	稲葉克彦
総務課長	土谷靖孝
市民協働課長	田村牧子
政策推進課長	篠原慎吾
魅力とりで発信課長	数藤弘人
社会福祉課長	長塚逸人
管理課長	山田哲也
生涯学習課副参事	大久保誠曜
スポーツ振興課副参事	野口勝彦

速報版・未校正

令和８年第３回取手市議会定例会議事日程（第３号）

令和８年９月４日（金）午前１０時開議

日程第１　市政に関する一般質問
①岡口すみえ　議員
②金澤　克仁　議員
③本田　和成　議員
④遠山智恵子　議員
⑤落合信太郎　議員

速報版・未校正

会議に付した事件

日程第１　市政に関する一般質問
⑥岡口すみえ　議員
⑦金澤　克仁　議員
⑧本田　和成　議員
⑨遠山智恵子　議員
⑩落合信太郎　議員

速報版・未校正

議事の経過

午前 10 時　分開議

○議長（山野井　隆君）　ただいまの出席議員は 21 名で、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（山野井　隆君）　日程第１、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第１項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務について、ただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。

また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み１人 60 分以内です。また、１回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い、質問を許します。

まず、岡口すみえさん。

〔３番　岡口すみえ君登壇〕

○３番（岡口すみえ君）　皆さん、おはようございます。創和会、岡口すみえでございます。傍聴にお越しの皆様方、また、インターネット配信を御覧いただいている皆様方、ありがとうございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。今回は、これからの取手をどうつくっていくのかを軸に、地域施設の活用、健康寿命の延伸、ｅスポーツ、若者の参画について伺います。市民の皆さんの声を市政につなげ、より魅力ある取手のまちづくりにつながる質問となるよう、進めてまいります。よろしくお願いいたします。

資料もございますので、席を移動させていただきます。

〔３番　岡口すみえ君質問席に移動〕

○３番（岡口すみえ君）　最初に、旧戸頭西小学校体育館の利活用について質問いたします。

資料をお願いいたします。

〔３番　岡口すみえ君資料を示す〕

○３番（岡口すみえ君）　現在、この体育館は、子どもから高齢者まで幅広い世代に利用され、災害時の避難所にも位置づけられている、地域にとって大切な施設です。一方、築 50 年を迎え、老朽化していますが、耐震性は確保されています。地域からは私のところにも、今後も地域のために活用してほしい、との声が寄せられています。私は、こうした

速報版・未校正

既に地域で活用されている施設を、これからの地域を支えるスポーツ・交流拠点として、どう生かしていくかが重要だと考えています。特に、子どもたちが安心して遊び、スポーツを楽しみ、地域の中でつながる環境をつくるという、こどもまんなかの視点も大切です。

そこで、４点伺います。まず、井野体育館について伺います。井野体育館は、どのような経緯で整備・活用されることになったのか、また現在の利用状況と、地域にどのような効果が生まれていると認識しているのか伺います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長　飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君）　岡口議員の御質問に答弁させていただきます。井野体育館整備の経緯につきましては、小中学校の統廃合により廃校となった旧取手第一中学校の利活用を図るために、公用地利活用計画の策定を行い、旧取手第一中学校の体育館につきましては、必要な改修をして、継続利用をする内容を含む、旧取手第一中学校跡地及び井野小学校跡地に関する利用計画書を、平成28年３月に公表いたしました。これらによりまして、体育館につきましては、耐震補強及び大規模改修工事を行い、現在は井野体育館として開館しているところでもございます。井野体育館を含めました社会体育施設は、市民の健康増進やスポーツ振興に重要な役割を果たしており、重要な施設であると認識していることから、今後も利用する方々への環境整備と維持管理に努めてまいりたいと考えております。現在の利用状況や、地域への効果につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

〔教育部長　飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　スポーツ振興課長、安田徹也君。

○スポーツ振興課長（安田徹也君）　それでは、岡口議員の質問に答弁いたします。井野体育館は、令和８年７月１日に開館いたしました。開館後の利用状況は、７月の実績となりますけれども、団体利用が44団体、利用者数999名、個人利用は、そのうち33名です。なお、これまで旧井野小学校を利用していた団体のほかにも、新たに井野体育館を利用する団体もあり、市内の利用団体を中心に、多くの方に御利用いただいております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　ただいまの答弁から、井野体育館が地域のスポーツ活動を支える施設として整備され、開館後も多くの方に利用されていることが分かりました。地域のニーズに応え、実際の利用につながっていることは、大変意義がある取組だと受け止めております。こうした井野体育館の事例も参考にしながら、次に、旧戸頭西小学校体育館について伺います。体育館の現状と今後、スポーツや地域交流の拠点として、どのように活用していくのか伺います。

○議長（山野井　隆君）　教育総務課長、澤部　慶君。

○教育総務課長（澤部　慶君）　ただいまの岡口議員の御質問に御答弁させていただきます。先ほど岡口議員からも御紹介いただきましたとおり、旧戸頭西小学校体育館につきま

しては、昭和51年に建築され、建築後50年が経過をしております。平成22年、耐震補強工事は実施いたしましたものの、これまで大規模改造工事などは実施していないことから、施設の老朽化が目立っております。また、旧戸頭西小学校は、平成27年3月31日をもって閉校となり、現在は暫定的な利用状況にあります。今後の利用の方向性が確定していない中で、多額の費用を施設管理に投じることにつきましては、利活用における効果の観点から課題があり、必要に応じた維持・補修を行いながら対応している状況でございます。現在、旧戸頭西小学校の体育館につきましては、教育総合支援センターの授業で利用しているほか、廃校となった学校体育施設の利用として、スポーツ団体の皆様に御利用をいただいております。先ほど申し上げましたとおり、旧戸頭西小学校全体が暫定的な利用となっておりまして、施設及び敷地の利活用の方針につきましては、今後、検討を進めていくこととなります。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　ただいまの答弁から、旧戸頭西小学校体育館は現在も地域の皆さんに利用されている一方、今後の本格的な利活用については、これから検討していく段階であると受け止めました。今後の方向性を慎重に検討されることは理解いたします。一方で、検討に時間を要する間も、体育館を利用する市民の皆さんがいることに変わりはありません。そこで、暫定利用の期間であっても、市民が安全で快適に利用できる環境を確保するという観点から、特に空調設備についてお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　教育総務課長、澤部　慶君。

○教育総務課長（澤部　慶君）　お答え申し上げます。空調設備ということでございました。旧戸頭西小学校の体育館には空調設備が設置をされておりません。その一方で先ほどの答弁と重なってまいりますが、旧戸頭西小学校、暫定的な利用状況にありまして、今後の利用の方向性が確定はしておりません。そのような状況の中にあっては、昨年度、市立小中学校の体育館に設置した空調設備と同様な設備を設置するような大規模な施設整備、設備投資は難しいと考えております。他校で使用しなくなった設備、備品が生じた場合の利活用なども含めまして、大規模な支出は伴わず、また、旧戸頭西小学校の利活用方針が定まった場合においても、柔軟に対応できるような施設の在り方は、暫定利用の中にあってもできる範囲の中で考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　理解いたしました。ただ、旧戸頭――西への体育館は避難所にもなっておりますので、その辺よろしく検討をお願いしたいと思います。

次に、地域住民の声を聞く機会について伺います。今後の利活用を考える上で、実際に地域で暮らし体育館を利用している皆様の声を聞くことが重要です。特に、子ども真ん中の視点から、子どもたちの声も含め、地域の声を施設の在り方に生かしていくことが大切だと考えます。そこで、今後の利活用の検討に際し、地域住民や利用者、子どもたちの意見を聞く機会を設け、その声を具体的な検討に生かしていく考えがあるのか、伺います。

○議長（山野井　隆君）　政策推進部長、渡来真一君。

〔政策推進部長　渡来真一君登壇〕

○政策推進部長（渡来真一君）　それでは岡口議員の御質問に答弁させていただきます。ただいま教育委員会からの答弁にもありましたとおり、現在は旧戸頭西小学校の体育館を含む全体が暫定的な利用となっておりまして、敷地及び施設の利活用の方針については、今後検討を進めていくこととなっております。この旧戸頭西小学校体育館の利活用につきましても、閉校後、現在に至るまで、様々な御意見を頂いております。今後検討に入る際には、これまで頂いている御意見も踏まえまして、地域の実情と住民の皆さんのお考えも伺いながら、検討のほうは進めていきたいと考えております。以上です。

〔政策推進部長　渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　ただいまの答弁に、地域の方から様々な意見があるとのことでした。どのような意見があるのか、お聞かせください。

○議長（山野井　隆君）　政策推進課長、篠原慎吾君。

○政策推進課長（篠原慎吾君）　お答えいたします。今後の利活用に関してというところで地域からの声なんですけれども――まず地域からは、地域コミュニティーの充実につながるような利活用を図ってほしいという声をお聞きしております。また体育館の利用者の皆さんからは引き続き体育館を利用したいですとか、あと、げんきサロンの利用者からは、どの場所でということではありませんが、こういう活動の場があるとうれしいという声は伺っております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　地域の方の声も市に届いているということ、その声を、これからの体育館の在り方に生かしていただきたいと思います。

　では、その声を実際の施設の整備や運営をどうつなげていくのか、最後に、旧戸頭西小学校体育館を戸頭地域の新たなスポーツ・交流拠点として生かしていくための、今後の具体的な取組について、お伺いします。

○議長（山野井　隆君）　政策推進部長、渡来真一君。

○政策推進部長（渡来真一君）　それでは、お答えさせていただきます。学校跡地利活用検討につきましては、一番早く閉校いたしました旧取手第一中学校、その３年後に閉校した旧井野小学校と一体的に検討のほうを行いまして、その後、旧小文間小学校の跡地の検討を行っている状況でございます。今回ご質問にあります、旧戸頭西小学校につきましては、閉校後も、げんきサロンや教育総合支援センターなどの行政利用が続いており、民間の保育園の建て替えに伴う仮の園舎としての貸出しなども含めまして、暫定的な利活用が図られ続けていることから、本格的な検討はこれからという状況になっております。戸頭地区につきましては、現在、商業施設の集積、また守谷駅へのアクセスのよさ――こういったところから、住宅地としての需要の高まりも見せていると感じております。また、地区内にある、お休み処、戸頭公民館・図書館・子育て支援センターなどの老朽化や駐車場不足――こういった課題もございますので、こうした周辺に立地する公共施設、また現在、跡地を利用している行政機能など、調整も必要であると考えております。こういった視野に入れるべき事案、それと事前の調整が必要と思われる事項が、相当数に及ぶと思われま

速報版・未校正

す。こういった様々な状況や課題を整理してから、慎重に検討に入る必要があると考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　ただいまの答弁から、旧戸頭西小学校については、これまで暫定的な利活用が続いてきましたが、今後は周辺の公共施設や地域のニーズなども踏まえ、今後、利活用を検討していくということを受け止めました。

様々な調整が必要であることは理解します。だからこそ、地域の声を聴き、戸頭地域に本当に必要とされる施設の在り方を、市民の皆さんと一緒に考えていただきたいと思います。

資料をお願いします。

〔３番　岡口すみえ君資料を示す〕

○３番（岡口すみえ君）　こちらは、私の提案です。旧戸頭西小学校体育館を、単なる暫定利用の施設から、子どもから高齢者まで地域の皆さんが集い、スポーツを楽しみ、交流できる、戸頭の未来を支える戸頭の体育館へ、地域の皆さんの声をしっかり届けながら、その実現に向けて、私も引き続き提案してまいります。以上で、この質問を終わります。

続きまして、健康寿命の延伸に向けた介護予防について、お伺いします。

○議長（山野井　隆君）　すみません、拍手のほうは御遠慮ください。申し訳ございません。

○３番（岡口すみえ君）　資料をお願いします。

〔３番　岡口すみえ君資料を示す〕

○３番（岡口すみえ君）　私はこれまで、子どもへの投資は、未来の取手市への投資と考えてきました。同じように、高齢者がいつまでも健康で自分らしく暮らせることも、取手市の未来への投資だと考えています。

こちらを御覧ください。

〔３番　岡口すみえ君資料を示す〕

○３番（岡口すみえ君）　私自身、地域の高齢者クラブの介護予防事業に参加しています。先ほどの動画は、いきいきヘルス体操です。右が、チューブリボン体操です。こちらは、薬剤師に聞くお薬の話、栄養のお話、オーラルフレイルや転倒予防など、様々な講座も毎月行っています。そこで感じるのは、介護予防は体を動かすだけではなく、人と会い、会話を楽しみ、外に出る、きっかけになることも大切だということです。本市では、平均自立期間――自立期間とは、別の言い方は健康寿命のことです。男性 80.1 年、女性は 84.2 年です。できるだけ、この期間を延ばし、元気に暮らせる高齢者を増やしていくことが、これからの取手市にとって重要だと考えます。

そこで、本市の介護予防について、順次伺います。まず、本市の介護予防事業の現状について伺います。本市では、シルバーリハビリ体操やチューブ体操、回想法スクール、フレイル予防など、様々な取組を実施していると伺っています。継続して参加していただくことに加え、これまで参加していなかった方を新たに取り込むことも重要です。そこで、新規参加者を増やすために、どのような取組を行っているのか、また、これまでの取組を

速報版・未校正

どのように評価しているのか、市の見解を伺います。
○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。
健康福祉部長、飯山貴与子さん。
〔健康福祉部長　飯山貴与子君登壇〕
○健康福祉部長（飯山貴与子君）　岡口議員の御質問にお答えいたします。取手市における介護予防事業につきましては、シルバーリハビリ体操やチューブ体操の指導者養成、回想法スクール、フレイル予防イベントなど、多くの皆様に御参加いただける取組を実施しております。「取手市介護予防日常生活支援総合事業補助金」につきましては、交付団体数は令和７年度は前年度より新規申請団体が２団体増え９団体で、各団体に新規に入会された方がいることを確認しております。シルバーリハビリ体操やチューブ体操については、指導者を毎年度養成し、市内各地で体操の普及活動に努めております。参加者も年々増加しております。新規参加者を増やすための取組といたしましては、各種広報媒体を活用した事業の周知に加え、各団体や地域の活動団体と協力し、身近な場所で開催するなど、初めての方でも気軽に参加しやすい機会を設け、新規参加者の増加に努めているところです。成果につきましては、参加者の中には体力が向上した、人とつながる機会が増えたなどの声も聞かれ、一定の成果が得られていると考えております。引き続き、新規参加者の拡大に努めるとともに、既存の参加者が継続できる環境を整え、多くの市民が健康で自立した生活を送ることができるよう、介護予防事業のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。
〔健康福祉部長　飯山貴与子君答弁席に着席〕
○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。
○３番（岡口すみえ君）　答弁から、シルバーリハビリ体操やチューブ体操の参加者が着実に増えていること、また、身近な場所で参加できる環境づくりなど、新規参加者を増やすための工夫をされていることが分かりました。参加者の体力が向上した人とつながる機会が増えたという声からも、介護予防が健康づくりだけでなく、社会とのつながりにもつながっていることは、大変意義のある取組だと評価いたします。一方で、より多くの方に参加していただくためには、やってみたいと思えるきっかけづくりが重要です。そこで、次に、介護予防への参加したくなるきっかけづくりについてお伺いします。
○議長（山野井　隆君）　健康づくり推進課長、海老原　充君。
○健康づくり推進課長（海老原　充君）　岡口議員の御質問に答弁させていただきます。介護予防への参加のきっかけづくりとして、本市では様々な取組を行っております。具体例として、シルバーリハビリ体操は市内 64 か所の会場で、チューブ体操は市内 21 か所の会場で活動をしております。住んでいる近くの身近な場所で開催しており、地域や各団体からの要望があれば、地域の集会所などでも活動をしております。また、回想法スクールにも取り組んでおり、この活動は子どもの頃の話題で楽しくおしゃべりをすることで、生活を維持するために必要な記憶の消失を軽減するものです。体を動かすものだけでなく、一堂に集まって、楽しく子どもの頃の会話を楽しむことを目的として、毎回ボランティアの方々を含む大勢の参加者と交流を深めながら、認知症予防に取り組んでいます。体を動

かす介護予防に加え、会話を楽しむ介護予防にも取り組んでいます。より多くの方が介護予防に参加していただけるよう、ニーズを把握し、活動の周知やＰＲ方法の改善に努め、参加のきっかけづくりを強化してまいります。以上となります。

○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　答弁から、身近な場所で参加できる環境に加え、回想法スクールなど、体を動かすだけではない、会話を楽しむ介護予防にも取り組んでいることが分かりました。特に、外に出て人と会い、会話を楽しむこと、そのものを介護予防につなげている点は、大変重要な取組だと評価いたします。こうした取組をさらに地域に広げていくためには、市が事業を行うだけでなく、地域の皆さんが主体となって活動できる環境を整えることが重要です。

そこで次に、地域主体の介護予防活動への支援について、お伺いします。

資料をお願いします。

〔３番　岡口すみえ君資料を示す〕

○３番（岡口すみえ君）　こちらを御覧ください。広報とりでと市のホームページに掲載している介護予防についてです。どのように支援しているのか、具体的にお聞かせください。

○議長（山野井　隆君）　健康づくり推進課長、海老原　充君。

○健康づくり推進課長（海老原　充君）　岡口議員の御質問に御答弁いたします。地域主体の介護予防活動への支援については、先ほど御質問でもお答えしたように、自主的に介護予防に取り組む地域の団体に対する補助金、取手市介護予防日常生活支援総合事業補助金を交付しております。この事業では、地域で実施される介護予防事業を支援するもので、事業運営に要する経費の一部を補助することで、住民主体の介護予防活動の充実を図っております。シルバーリハビリ体操の指導士やチューブ体操の指導者を養成する事業を開催し、地域での介護予防活動を支える人材の育成にも努めております。

さらに、地域住民の健康状態の維持向上を図る、介護予防活動を促進するため、取手市地域介護予防活動団体補助金として補助金も交付し、活動を支援しております。

また、団体等からの相談があった際には、丁寧に、今の活動状況や今後の活動予定などを伺い、どのような活動内容であれば、補助金を交付することができるか、また、単発的な介護予防教室の開催などの相談にもアドバイスを行っております。これらの補助金や施策を活用していただくことで、地域コミュニケーションを形成し、地域の絆を構築し、高齢者をはじめ、地域住民の福祉の向上につながるものと考えております。

○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　ただいまの御答弁から、地域の自主的な活動に対する補助金だけでなく、シルバーリハビリ体操やチューブ体操の指導者の養成、活動に関する相談やアドバイスまで、幅広く支援されていることが分かりました。地域の皆さんが主体となって介護予防に取り組めるよう、市が人材面・財政面そして相談面から支えていることは、大変評価したいと思います。こうした地域の力をさらに生かし、健康寿命の延伸につなげていくことが、これからますます重要になります。

速記録・未校正

そこで最後に、健康寿命の延伸に向けた今後の介護予防について、お伺いします。

○議長（山野井　隆君）　健康づくり推進課長、海老原　充君。

○健康づくり推進課長（海老原　充君）　岡口議員の御質問に御答弁させていただきます。シルバーリハビリ体操やチューブ体操、地域の介護団体の活動に参加することで、健康づくりだけでなく、地域のコミュニケーションの促進や、仲間づくり、生きがいづくりを目的としております。令和８年４月時点で、取手市の高齢化率が 34.4％、全国平均の 29.5％と比較して、高い状況にあります。一方で、要介護認定率は、全国平均 20.2％に対し、取手市では 17.4％と、全国平均より低い状況にあります。このことからも、取手市は元気な高齢者が多く、高齢者が高齢者を支えるコミュニティーの形成ができていると思います。高齢者がいつまでも活躍できるよう、引き続き、介護予防活動に対する支援と必要性を多くの市民に周知し、健康で生き生きとした健康寿命の延伸に努め、市民がいつまでも元気で暮らせるまちづくりを目指してまいります。

○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　答弁から、取手市は高齢化率が全国平均よりも高い一方で、要介護認定率は全国平均を下回っており、元気な高齢者が多いことが分かりました。そして何より地域の中で、高齢者同士が支え合うコミュニティーが形成されていることは、取手市の大きな財産だと思います。これまでの介護予防の取組と、地域の皆さんの力が、こうした成果につながっていることを高く評価いたします。資料をお願いします。

〔３番　岡口すみえ君資料を示す〕

○３番（岡口すみえ君）　今後も、地域主体の介護予防活動への補助金について、物価高騰を踏まえた増額と、継続的な支援を期待いたします。高齢者の元気を地域の力に、そして取手市の未来へつなげていく取組を、ぜひさらに進めていただきたいと思います。そして、介護予防をさらに広げていくためには、運動だけでなく、外に出る、人と出会う、楽しみながら交流するきっかけも大切です。

そこで、次に、子どもから高齢者まで世代を超えて楽しみながら交流できるｅスポーツの可能性についてお伺いします。ｅスポーツについては、３年前に落合議員が高齢者の健康づくりという視点から質問されています。今回は、そこから視点を広げて伺います。資料お願いします。

〔３番　岡口すみえ君資料を示す〕

○３番（岡口すみえ君）　秋田県では、シニア世代のマタギスナイパーズが活躍し、茨城県でも、高校生の大会や人材育成、教育、地域の魅力発信など、様々な取組が進められています。こうした事例を踏まえ、取手市でも、ｅスポーツを新しい学びや交流、地域づくりに生かしていくことについて、考えを伺います。

まず最初に、ｅスポーツの活用に対する市の認識について、スポーツだけでなく、教育福祉、地域づくり、産業振興など、分野を横断した活用の可能性について、市の認識をお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

政策推進部長、渡来真一君。

〔政策推進部長　渡来真一君登壇〕

○政策推進部長（渡来真一君）　それでは、岡口議員の御質問にお答えさせていただきます。ただいま、ほかで、いろいろと取り組んでいる事例のほう御紹介いただきましたけども。このｅスポーツですけども、これまでのスポーツの概念、こういったものを覆すものだというふうに捉えております。一例を挙げますと、場所を設ける必要がない、それとチームメイトや対戦相手とのつながり方がオンライン上であること。いわゆる行政や民間が場所や機会を提供して、そこに集まっていただいて地域が盛り上がるという、これまでの前提ではない、新たな視点で捉えていく必要があるものと認識しております。参加するプレーヤーから見ますと、市との接点はオンラインというものでありますけども、市の認知度向上につながっていくことで、例えば、ふるさと納税に寄与するなどといった、関係人口創出、こういったメリットが考えられると思います。また、こちらのｅスポーツにおきましても、対戦での勝負――こういったものは存在すると思いますけども、ｅスポーツでは、例えば、足が速い、背が高い、といった身体的に越えられない壁を超え、同じ土俵で戦うことができるものであり、かつ、インクルーシブな交流にもつながりますので、高齢者施策、障がい者施策、子ども施策といった、幅広い分野での活用も考えられると思います。今後、市の施策として取り入れていく際には、このｅスポーツによる狙いや継続性、そういったものを考えていく必要もあると思いますので、これからも他自治体の取組・事例等の情報収集に努めていきたいと考えております。以上です。

〔政策推進部長　渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　市として、ｅスポーツを単なるゲームではなく、子どもから高齢者、障がいのある方まで幅広い分野で活用できる可能性のあるものとして捉えていることを評価いたします。また、昨日、鈴木議員、杉山議員も、ふるさと納税について質問しておりましたが、このｅスポーツが取手市の認知度を上げることにもつながるという視点を持っておられること、すごく評価――大変評価いたします。また、誰もが同じ土俵で参加できるインクルーシブな交流という視点は大変重要だと考えます。

そこで、次に、私は特に可能性が大きいと考えている子ども・若者の居場所づくりと学びへの活用について、お伺いします。資料をお願いいたします。

〔３番　岡口すみえ君資料を示す〕

○３番（岡口すみえ君）　文部科学省の不登校対策、ＣＯＣＯＬＯプランでは、児童生徒の好きなことや、ＩＣＴをフックにした多様な居場所づくりが求められています。そこで提案したいのが、ｅスポーツを教育的ツールとして活用したアプローチです。ルールを守り、仲間と作戦を立てるｅスポーツは、コミュニケーション能力や自己肯定感を育む学びに変わります。先進自治体では、公的な教育支援センターや校内別室にｅスポーツを取り入れ、外出や登校のきっかけづくりに大きな成果を上げています。行政が関わることで、利用ルールや依存症対策を徹底できる点もメリットです。本市においても、従来の支援だけでは、最初の一歩を踏み出せない子どもたちのために、新たな選択肢が必要です。そこで伺います。本市の教育支援センターや校内別室において、不登校児童生徒の居場所、登

校のきっかけづくりとして、ｅスポーツを取り入れた体験プログラムをモデル的に実施するなどしてはいかがでしょうか。見解を伺います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長　飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君）　それでは、岡口議員の御質問に御答弁させていただきます。現在、不登校児童生徒及び保護者の支援につきましては、教育総合支援センターにおきまして、一人一人きめ細かやかな支援ができるよう、相談体制の充実を図ることを第一と考えております。議員ご提案の、ｅスポーツを活用した居場所づくりや学びの活用につきましては、先ほどの答弁にもありましたように、幅広い活用の可能性も考えられるところでございます。また近年、不登校支援の一環といたしまして、ｅスポーツを取り入れ、他者とのコミュニケーションのきっかけづくりや、集団参加への意欲向上につながっている事例もあることも、認識しているところでもございます。しかしながら、年齢や性別・身体的な壁もなく、認知機能の向上、判断力・集中力が養われる利点がある一方におきまして、不登校支援におきましては、個人情報の保護やオンライン上でのトラブル、健康への悪影響――例えば、過度な利用による生活リズムの乱れや、ゲーム依存への懸念など、慎重に留意すべき側面もございます。今後、不登校児童生徒の多様なニーズに応じた支援の在り方を模索する中で、ｅスポーツの活用がもたらす効果や課題、他市町村における先進的な取組事例等について、調査等を進めていきたいと考えております。

〔教育部長　飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　子どもたちの「好き」や「得意」を入り口に、新たな居場所や学びにつなげる可能性について、調査研究をしていただけるものと受け止めました。ｅスポーツには、こうした子ども・若者への活用だけでなく、世代を超えて一緒に楽しめるという大きな特徴があります。

そこで次に、子どもや若者だけでなく、高齢者も含めた多世代交流と地域コミュニティーづくりへの活用について伺います。ｅスポーツには、年齢や身体能力に関係なく、一緒に楽しみ、教え合えるという特徴があります。例えば、集会所や公民館・体育施設などで体験会や交流会を行えば、世代を超えた新たなつながりが生まれ、地域活動への参加にもつながる可能性があります。そこで、ｅスポーツを多世代交流や地域コミュニティーづくりの一つのツールとして活用することについて、市の考えを伺います。

○議長（山野井　隆君）　政策推進課長、篠原信吾君。

○政策推進課長（篠原慎吾君）　それでは、御質問にお答えいたします。ｅスポーツはですね世代を超えて対等、対等に体制できるほか、デジタルという観点から昔ながらのゲームであっても、新鮮なものに感じられたり――あとはシニア世代それから若い世代孫世代でも一緒に楽しめるといった、様々な可能性を秘めているものであると認識しております。そして家庭内だけでなく、地域の自治会などのイベントにおきましても、参加者を呼び込む一つの仕掛けになると考えておりまして、ひいては日頃の地域活動にも参加していくそ

速報版・未校正

のきっかけにもなるというふうに考えております。一方で継続的な活動としていくためには、運営体制、また、担い手の確保、機器の整備及び更新に伴う費用、さらには幅広い市民の皆様が参加できる仕組みづくりなどの課題もございます。また、単にゲームを楽しむ場を設けるというだけではなく、ｅスポーツをどのように地域コミュニティーの活性化につなげていくか、こうした――という視点での十分な検討も必要だと考えております。こうしたことから、ｅスポーツが持つ可能性と課題の双方を踏まえながら、茨城県等の既に取り組まれている事例について、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　ｅスポーツが世代を超えた交流だけでなく、地域活動への参加のきっかけにもなり得るとの認識を示していただきました。単なる娯楽ではなく、人と人をつなぎ、地域活動につなげるツールとして捉えていただいていることは、大変意義があることだと考えます。資料をお願いします。

〔３番　岡口すみえ君資料を示す〕

○３番（岡口すみえ君）　そこで、さらに一歩進めて、地域への集客やにぎわい、経済活性化といった産業振興の視点から伺います。ｅスポーツ大会などを地域で開催することで、市内外から人が集まり、飲食店や商店、交通などへの波及効果も期待できます。また、イベント運営、映像制作、配信、デザイン、ＩＣＴなど関連する産業や人材育成にもつながる可能性があります。そこで、取手市として、ｅスポーツを地域のにぎわいや経済活性化に活用する可能性について、どのように考えているかお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長　森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君）　それでは、ｅスポーツを活用した地域活性化、産業振興についてお答えをさせていただきます。ｅスポーツに直接携わる当事者、その御家族、仲間のみならず、試合を観戦にこられる方々が地域に集い、交流を深める取組は、本市に訪れる新たなきっかけとなり、地域の活性化を高める上で、一定の効果があるものと認識をしております。また、直接訪問とならずとも、ｅスポーツということで、ウェブ配信との親和性も高いイベントでもあることが考えられ、インターネットを介した交流促進や魅力発信にも寄与するものと考えられます。ｅスポーツという新たなコンテンツを盛り上げていく過程におきまして、関連産業の拡大や、それに携わる人材育成など、裾野の広い経済効果が期待できるものと考えております。本市におきましても、行政主導で進めるに当たりましては、企画の運営やノウハウ等、一定の検討課題が存在するものと考えておりますが、市内の民間事業者、市民団体などが主体となり、地域のにぎわい創出や地域活性化に向けて、ｅスポーツを活用したイベントや取組が企画実施される際には、情報発信、それから周知協力ですね、そういった関係部署との関係調整など、市として可能な支援内容を調査研究をしてまいりたいと考えております。

〔まちづくり振興部長　森川和典君答弁席に着席〕

速報版・未校正

○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　地域への集客だけでなく、ウェブを活用した情報発信、関連産業の拡大、人材育成など、幅広い経済効果の可能性を認識していただいていることを評価いたします。ｅスポーツが教育や交流だけでなく、地域のにぎわいや産業振興にもつながる可能性について、市として共通認識を持っていただけたものと受け止めました。

そこで、こうした可能性を今後どのように具体的な取組につなげていくのか。今後の方向性について伺います。私は、最初から大きな施設を整備するのではなく、まずは既存施設を活用した小規模な体験会や交流事業など、できることから始めることが大切だと考えています。

資料お願いします。

〔３番　岡口すみえ君資料を示す〕

○３番（岡口すみえ君）　そこで今後、教育、子ども・若者の居場所づくり、多世代交流、地域活性化など、分野を横断してｅスポーツの可能性を調査・研究し、まずは小さな取組から始めていくことについて、市の考えを伺います。

○議長（山野井　隆君）　政策推進課長、篠原慎吾君。

○政策推進課長（篠原慎吾君）　それでは、お答えいたします。議員の御質問にもありましたように、小さく始めていくという取組の方法ですけれども、こちら一つの選択肢であると思います。市が取り組んでいくには、課題への対応とともに、活用目的またそれによって描くメリットを具体的なものとした事業としていく必要があると考えております。ｅスポーツは様々な世代に興味を持っていただけるものであり、子どもからシニア層まで夢中になれる体験を通して、その方自身がそれぞれお持ちの課題解決につなげていけることができるものであると捉えております。また、個人課題の解決だけでなく、地域コミュニティーの交流促進につながったり、多様な効果は期待できるものでございます。そのようなことから、今回頂いた御質問も踏まえながら、引き続き、他自治体の事例など調査研究に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　ｅスポーツについて、市としても、子どもからシニア層まで幅広い世代に可能性があり、地域コミュニティーの活性化など、多様な効果が期待できるとの認識を示していただきました。今回の答弁を通じて、ｅスポーツをゲームという一面的な捉え方ではなく、教育、居場所づくり、多世代交流、地域活性化などにつながる、新しいツールとして検討する余地があることを確認できたと考えています。私は、最初から大きな施設を整備するのではなく、まず既存施設を活用した小さな体験会・交流事業など、できることから始めることが大切だと考えます。子どもたちの「好き」や「得意」を、人とのつながりや地域とのつながりを広げる、その一つの選択肢として、取手市でも前向きに調査研究を進め、具体的な一歩につなげていただくことを期待して、この質問を終わります。

最後のテーマとして、次期総合計画、今はまだ名称は決まっておりませんが、仮の名称「とりで未来創造プラン 2028」における若者参画について伺います。資料をお願いいた

速報版・未校正

します。

〔３番　岡口すみえ君資料を示す〕

○３番（岡口すみえ君）　これまでの市政運営を振り返りますと、中村市長は、継続と挑戦を掲げ、これまでの取組を大切に継承しながら、新たな施策にも積極的に取り組んでこられました。特に、子ども・子育て施策の充実や、未来を担う人材を育てる取組など、これからの取手を見据えた市政を進めてこられたことを大いに評価したいと思います。だからこそ、次の総合計画を策定するに当たっては、これまでの取組をさらに発展させ、これからの取手を担う若い世代の声を、より一層、市政に生かしていくことが重要だと考えます。そこで、次期総合計画の策定における若者の参画について伺います。資料お願いします。

〔３番　岡口すみえ君資料を示す〕

○３番（岡口すみえ君）　現在、とりでこども未来会議や中学生議会、こども版広報とりでなど、子ども・若者が市政に関わる取組が行われています。そこで、どのような形で若者の声を聞き、施策や事業に生かしているのか、また、意見を出した若者に、その後の取組や結果を伝えるフィードバックについても、お伺いします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

政策推進部長、渡来真一君。

○政策推進部長（渡来真一君）　それでは、岡口議員の御質問に答弁させていただきます。若者の参画、意見の政策の反映につきましては、これまでも中学生議会で可決された提案を共有いたしまして、市の取組にフィードバックさせていただいたり、市内の高校２校より依頼を受けまして、総合学習の時間を活用して、高校生と市の政策や課題をテーマとした意見交換をさせていただく取組を、これまで行っております。また、令和５年度からは、市内７校の高校から生徒を募集いたしまして、取手市の将来像について語り合う、こどもみらい会議、こちらを年１回実施しております。令和５年度の第１回目は、まさにとりでみらい創造プラン 2024 を策定するに当たりまして、多くの高校生に集まっていただきまして、あるべき未来の取手をテーマにしたワークショップを開催いたしました。翌、令和６年度からは、所管をこども部に移しまして、こども計画策定に際して高校生の意見を聴く機会とするなど、市の重要な計画立案などにも関わっていただいておりまして、今年度も７月に既に開催のほうはしたんですけども、「本の可能性を探る」をテーマに、本や図書館について話し合ってもらう機会をつくりました。また、昨年度、初めて発行いたしました、こども版広報とりでございます。市内小中学生から記者を公募いたしまして、取材から記事・紙面づくりに参画していただき、子ども目線の広報となるように工夫しております。今年度も、３人の特派員が地元の研究施設を訪ねまして、取材をして、発行に向けた作業に入っております。こういったように、引き続き、若者が市政に携われるような機会を設けていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　現在、こども未来会議や高校生との意見交換会、こども版広報とりでなど、若者が市政に関わる機会を着実につくっていることは評価したいと思います。

速記録・未校正

特に、意見を聴くだけでなく、実際の活動につなげている点は、大切だと感じました。その上で、今後は自分たちの意見がその後どうなったのか、また若者に返す仕組みにも、ぜひ工夫をお願いしたいと思います。

では次に、これからの取組を次期総合計画にどう生かしていくのか伺います。次期総合計画は、これからの取手市の方向性を決める重要な計画です。だからこそ、これからの時代を担う若者の視点を、計画づくりに生かすことが重要だと考えます。

そこで伺います。次期総合計画の策定において、若者の意見をどのような方法で取り入れていくのか、また審議会などの委員についても、若者や女性、子育て世代など、幅広い世代や立場の声を反映できる構成について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　政策推進課長、篠原慎吾君。

○政策推進課長（篠原慎吾君）　それでは、お答えいたします。総合計画の策定につきましては、若者も含め基本的に市民全体の意見を聞く必要がございます。子ども若者から高齢者まで幅広い意見を集約し、市の課題や市民ニーズを特定する参考とした上で、４年間の施策体系を定めていくことと、定めていくこととなります。取手市では総合計画の策定時に、18 歳以上の市民の中から無作為抽出した 2,500 人の方を対象にアンケートを実施し、市の施策についての満足度と重要度などについて調査をしております。さらに 18 歳未満の意見を得るためには、子ども未来会議も開催しております。また、来年度の次期計画の策定に際しましては、これは方法や内容についてはこれからというところになりますけれども、中学生また、子育て中の若者世代の意見を聞くことも検討しているところでございます。これらは、高齢者層の回答率が高く、若年層の回答率が低い傾向にあることが見られることから、さらには成人のみを対象にしている市民アンケートを補完するという意味で有効であると考えております。総合計画という非常に大きな計画のために、誰か――誰の意見がどこにどう反映されているのかということではなく、全体として市民の志向に沿った形になるように、構築しているものでございます。そして条例で定める、市民団体の代表や、議員の代表、それから有識者などで構成される総合計画審議会への諮問によって、確認と御意見を頂きながら、策定をするという流れになってございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　中学生や子育て中の若者世代の意見を聴くことも検討されているということで、若い世代を計画策定の対象として意識していただいていることは、前向きな答弁と受け止めました。審議会の委員については、審議の幅を広げる意味でも、女性の人数を増やしていってはいかがでしょうか。調査によると、女性の人数が少なかったかなというふうな気がしますので、検討のほうもお願いしたいと思います。私は、若者の意見を聴く場から一歩進めて、若者自身が取手の未来を考え、提案する場をつくってはどうかと考えます。

資料をお願いいたします。

〔３番　岡口すみえ君資料を示す〕

○３番（岡口すみえ君）　取手市には７つの高校があります。例えば、各高校で生徒会長

などを中心に、「住み続けたい取手とは」「取手の魅力と課題」「10 年後の取手をどうしたいか」といったテーマについて話し合い、その意見を持ち寄る、「取手高校生未来サミット」のような場を設けてはどうでしょうか。さらに、東京藝術大学取手キャンパスの学生にも参加していただくことで、高校生と大学生が一緒に取手の未来を考える場にもできます。若者自身が考え、アイデアをまとめ、市に提案する、こうした取組を進める考えについて、お伺いします。

○議長（山野井　隆君）　政策推進課長、篠原慎吾君。

○政策推進課長（篠原慎吾君）　お答えいたします。例えば若者にターゲットを絞った、施策や政策を考えるときにですね、若者世代とともに考えることでよりよいものになる可能性はあると思います。一方で若者にとっては、いい政策であっても、例えばデジタルの要素が強い事業などについては、高齢者層の方々には、不便に感じられる場合もあるかもしれないと思います。そうしたことから政策形成には広い視野も必要であると考えております。しかしながら、若い世代、特に 10 代の若者と一緒に取手の将来に向けた政策について話合い、そのために、自分たちに何ができることか――何ができるかとあわせて、方向性を考えることは、非常に重要なことだと考えております。ふだんからそういった世代と深い議論をするということはなかなか難しい状況ではございますが、例えば子ども未来会議のテーマの設定ですとか、あとはやり方を工夫するなど、どうしたらそれが可能になるかを考えて、取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　今の答弁から、特に 10 代の若者と一緒に将来の取手市について話し合うことは、重要と市として認識していただいていることを、大きく評価いたします。また、参加する若者自身が楽しめる、わくわくすることも大切だという考えにも共感します。ぜひ、既存のこども未来会議についても、テーマや方法を工夫しながら、若者が主体的に考え、提案できる場へ発展させていただきたいと思います。その一つの形として、先ほど申し上げた「取手高校生未来サミット」、これは各学校でそれぞれが時間を設けて話し合っていただき、各学校で出された意見をサミットとして意見を出し合う場ということで、ぜひ検討をお願いしたいと思います。では最後に、こうした取組を含め、若者と共に未来をつくる市の姿勢について伺います。次期総合計画の策定を、単に計画をつくるだけではなく、若者が取手の未来を考え、参加する機会として位置づけていただきたいと思います。高校生や東京藝術大学の学生をはじめ、女性や子育て世代など様々な世代の声を生かしながら、若者と共につくる取手の未来を進めていくことについて、市の所見を伺います。

○議長（山野井　隆君）　政策推進部長、渡来真一君。

○政策推進部長（渡来真一君）　お答えさせていただきます。取手市の将来都市像である、ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育む取手、これを目指しまして、市民とともに様々な取組を進めているところですが、若者とともに、何ができるのかについても、これはもっと考えていきたいと思います。例えばワークショップなどで、若者が将来の取手について考える機会ができれば、まちづくりに対して若者同士で考え、意見を出し合うとい

う体験を通じて、まちへの愛着の醸成、ひいては、自分たちには何ができるかといったような、将来のまちづくりの担い手としての主体性を育むことにもつなげていける可能性があると考えております。こうした集まりの中では、未来のために計画を考えることも重要だと思いますけども、若者が楽しんで何かを始めて、参加者同士のつながりができて、深まっていった先に、ほかの世代への広がりが生まれるようなものがあればいいのではないかと思います。学校や部活など、あるいは仕事で忙しい、若者たちに集まっていただけるのは、いつなのか。場合によっては、リモート会議――そういったものもできることがあるのかというのも含めまして、引き続き検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　岡口すみえさん。

○３番（岡口すみえ君）　ただいまの答弁から、若者と一緒に未来を考え、若者自身が楽しみながら参加できる場をつくっていくことについて、前向きな考えを示していただいたと受け止めております。

資料をお願いいたします。

〔３番　岡口すみえ君資料を示す〕

○３番（岡口すみえ君）　私は、「若者の声を聴く取手」から「若者と一緒に未来をつくる取手」へ、一歩進んでほしいと思います。10年後、20年後に、「取手が好きだ」「取手で暮らしたい」「取手のために何かしたい」――そう思ってくれる若者が増えることは、取手市にとって大きな財産です。子どもたちへの投資は、未来の取手への投資です。そして、若者が取手の未来を考える機会をつくることも、未来への投資です。次期総合計画が、若者と共に未来をつくる第一歩となることを期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（山野井　隆君）　以上で岡口すみえさんの質問を終わります。

続いて、金澤克仁君。

〔16番　金澤克仁君登壇〕

○16番（金澤克仁君）　こんにちは。創和会の金澤克仁でございます。昨日から鈴木議員、佐藤議員、杉山議員そして今の岡口議員、実は５人連続で創和会の議員の質問が続いております。よろしくお願いいたします。もう本当に暑い夏が終わって、少しずつ涼しくなってまいりました。今年の夏は本当に暑かったんですけれども、この夏の様々なイベントやお祭りを通じまして、市民との多くの方と意見交換する機会がございました。それらの意見交換の中から得た様々な意見などを私なりに調査して、今回二つの項目の一般質問を考えてまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。一つ目が、取手駅西口Ａ街区の再開発と複合公共施設の整備についてです。取手駅西口地区における土地区画整理事業は、工事が終了し、換地処分が行われ、基盤整備は完了したとの認識でおります。今後は、土地の有効利用をいかに図っていくかという点が重要であり、再開発準備組合におきまして、Ａ街区における市街地再開発事業の実現化に向けた作業を進めており、今年２月には都市計画決定がなされているところでございます。しかし現状は、多くが時間貸しの駐車場になっているという状況にあり、市民の皆さんの中には、事業がストップしているのではないか、などという御心配をしている方もおられます。そこで今回は、西口Ａ街区における再開発事業に関する進捗状況や、複合公共施設の検討状況といった、西口開発全般に

速報版・未校正

つきまして質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、再開発事業の進捗状況について、お尋ねをいたします。

〔16番　金澤克仁君質問席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長　浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君）　それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。再開発事業につきましては、地権者の皆さんにより構成される再開発準備組合が、事業協力者と共に再開発事業の実現化に向けた作業を進めておりまして、市は昨年の２月【「昨年の２月」を「今年の２月」に発言訂正】に都市計画決定を行ったところでございます。現在、準備組合におきましては、令和８年度中の県知事による再開発組合、本組合の設立認可、事業認可を得ることも目標といたしまして、様々な準備作業を進めているところでございます。具体的には、本組合設立に向けた事業計画案の作成作業といたしまして、再開発事業全体の基本設計でありますとか、資金計画作成などを行っており、また地盤調査などについても並行して行っているところでございます。準備組合が行う事業計画案の作成作業のうち、基本設計と資金計画作成に要する費用につきましては、市から準備組合に対して補助金を交付することといたしまして、今年の４月15日に準備組合から市に対しまして、補助金交付申請が提出をされまして、市としまして厳正かつ慎重な審査を行った結果、１億2,340万円の補助金を交付することに決定をいたしまして、今年の４月30日付で補助金の交付決定通知を行ったところでございます。また、準備組合としましては、今後は、補助対象事業のほかにも定款や組合設立同意書類といった、組合設立認可に必要な図書の取りまとめ、各関係機関との協議、権利変換基準案、補償基準案の作成といった、様々な作業を進めていくこととなります。このように、事務組合におきましては、本組合設立に向けた作業を順調に進めている状況となっておりまして、市としましても準備組合に対して、積極的に助言・支援などを今後も行ってまいりたいと考えているところでございます。

〔都市整備部長　浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君）　今の答弁で、再開発事業が順調に進んでいるというのは、分かりました。それではなんですけれども現在、時間貸しの駐車場が大分多くなっておりますが、これは、あくまでも地権者さんによる暫定利用という理解でよろしいでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君）　それでは、お答えさせていただきます。現在の再開発事業の進捗につきましては、先ほど部長が答弁をさせていただきましたとおりでございますが、実際に工事に着手するのは令和10年度を想定しております。そのため、工事に着手するまでの数年間の暫定的な土地利用方策としまして、各々の地権者の皆さんが、時間貸し駐車場などとして、利活用を行っている状況となっております。工事に着手するまで

の間は、本組合設立に向けた各種書類の作成や関係機関との協議、地盤調査や測量などの作業を進めていくことになるため、確かにＡ街区における現地の状況だけを見れば、事業が進捗していないように見える面もあると思いますが、実際には再開発事業の実現化に向けた作業は順調に進捗しておりますので、御理解をお願いいたします。現在、時間貸し駐車場などの暫定利用を行っている準備組合員の皆さんにつきましては、全員再開発事業への積極的な参加意向を有しているため、再開発事業の工事を施工する段階になりましたら、暫定利用を終わらせ、一枚岩となって、再開発事業を推進していただけるものと認識しております。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　今の時間貸しの駐車場が暫定利用であるということは、よく理解をいたしました。ただ、その辺の説明というのは、なかなかしっかりとしていかないと理解していただけない部分も多いと思いますので、その辺の説明は折につけてよろしくお願いいたします。また、今の答弁の中で、令和８年度中に県の事業認可を取る目的でということでしたが、今後の再開発スケジュールや見通しについて、お伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君）　お答えさせていただきます。その前に、先ほど私、都市計画決定の答弁の中で、「昨年２月に」と申し上げてしまいました。「今年２月」ということで、申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

○議長（山野井　隆君）　訂正を認めます。

○都市整備部長（浅野和生君）　それでは、お答えさせていただきます。今後の再開発事業のスケジュールについてでございますけれども、今年度につきましては、県知事による本組合の設立認可、併せまして事業認可を得ることを目標として、様々な作業を進めているところでございます。その上で、令和９年度に権利変換計画の認可を県知事から得まして、令和 10 年度に建築工事に着手、令和 13 年度の工事完了、完成を目指して進めていくこととなります。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　今、令和８年度も中盤に差しかかろうとしておりますが、今現在の進捗状況としては、順調という認識でよろしいんでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君）　お答えさせていただきます。先ほどの部長答弁の中でも答弁させていただきましたとおり、現在、準備組合におきましては、本組合設立のための事業計画の作成また地盤調査、測量などを実施しているところでございます。本年度末の組合設立認可に向けまして、順調に作業しているということでございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　ありがとうございます。再開発事業全体のスケジュールについては理解をいたしました。

次に、再開発事業で整備予定の再開発のビルの中に、市が整備を予定している図書館機能を核とした複合公共施設に関する現在の状況を伺います。先日、議会のほうにも、アン

ケート調査とワークショップを行ったとの報告を受けましたけれども、これらの実施状況と現在の進捗状況を合わせて、お伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君）　お答えさせていただきます。再開発ビル内に市が整備を予定しております、複合図書館機能を核としました複合公共施設につきましては、昨年12月に施設の基本的な整備方針を定める基本構想を策定し、現在は、より具体的な施設の内容や規模、階層構成、管理運営方法などを定める基本計画の策定作業を進めているところでございます。基本計画の策定に当たりましては、市民の皆さんの意見をお伺いし、把握するためのプロセスとしまして、市民アンケート、中高生アンケート、企業アンケート、図書館利用者アンケートの、４種類のアンケート調査を５月中旬から６月12日まで実施をいたしました。４種類のアンケート調査の合計で4,112名の皆さんから御回答を頂くことができ、多くの皆さんの御意見を聞くことができたと考えております。回答結果につきましては、先般ご報告させていただきましたとおり、集計、分析結果をまとめたところであり、今後、基本計画の素案の作成作業に当たっての基礎資料とさせていただきます。

また、アンケート調査に加えて、市民意見をより詳しく聴取、把握するため、市民ワークショップ及び高校生ワークショップを実施いたしました。まず、市民ワークショップにつきましては、７月26日と８月２日の２回、取手ウェルネスプラザにおいて実施をいたしました。どちらの会におきましても、出席者の皆さんは、積極的に意見を述べられ、活発な議論が交わされ、大変有益なワークショップとなりました。また、高校生ワークショップにつきましては、こども政策課と共催で、2026とりでこども未来会議として、７月28日に福祉交流センターで実施をいたしました。高校生ワークショップは、講師による予測不可能な斬新な進行により、大変ユニークなワークショップとなり、参加した生徒たちも積極的かつ活発に発言し、活気に満ちた、こちらも有益なワークショップとなりました。計３回のワークショップの実施結果につきましては、現在、詳細な取りまとめ作業を行っているところであり、まとまり次第、議員の皆様に御報告を申し上げる予定でございます。以上がアンケート調査及びワークショップの実施結果の概要でございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君）　アンケートやワークショップが実施され、本当に老若男女、本当に中高生や、あと企業、また、図書館利用者という方でアンケートに関しては4,100人を超えるという形で広く意見を募集して、そして大変有意義な結果となったということはよく分かりました。私は、複合公共施設が駅前に整備されることによって、まちの活性化や魅力向上だけでなく、利便性の向上にもつながるため、しっかりと進めていただきたいと思います。それでは、複合公共施設整備に関する今後の進め方やスケジュールに関して、お尋ねをいたします。

○議長（山野井　隆君）　都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君）　お答えさせていただきます。今後は、ワークショップのアンケートの結果や、ワークショップの実施結果も踏まえまして、基本計画の素案の作

成作業を進めていく予定でございます。その上で、今月の 10――今年の 11 月頃をめどに、基本計画の素案に関しての住民説明会を実施し、素案に対する市民の皆さんの御意見を伺いたいと考えているところでございます。住民説明会の後は、パブリックコメントなどを実施した上で、今年度中に基本計画を策定し、施設の機能や規模、面積、階層構成、管理運営方法などをまとめていきたいと考えております。また、基本計画の策定作業を進めていくこととあわせまして、８月には、複合公共施設の内装基本設計の業務委託契約を締結したところであり、内装の基本設計作業にも着手をしたところでございます。内装基本設計に関しましては、準備組合が行う再開発事業全体の基本設計作業と歩調を合わせて、整合性を図りながら、一体的に進めていくことが必要であり、また、基本計画の内容を具体的な設計作業に反映させる、いわゆる落とし込むことによりまして、魅力的な公共施設整備の実現化を図っていきたいと考えております。さらに、複合公共施設の整備費用につきましては、国の補助金を活用する予定であり、国への補助金申請に必要となる費用便益比、いわゆるＢ/Ｃを算出する必要がありますので、こうした作業につきましても、今年度中に行っていく予定でございます。来年度以降の予定としましては、再開発事業全体のスケジュールと歩調を合わせて、令和 10 年度に内装の実施設計を行い、その後、再開発ビルの本体工事とあわせて、内装部分の工事を行い、備品購入やシステム導入などの開業準備を行った後、令和 13 年度のオープンを目標として進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　再開発事業等複合公共施設の整備事業に関する現在の進捗状況と、今後の予定については分かりました。基本計画と内装の基本設計を同時進行していくということなので、その辺が出そろいましたら、また詳しくお尋ねをしたいと思っております。さらには、国の補助金を活用してということでございます。当市には、国交省から優秀な副市長に来ていただいておりますので、しっかりと補助金の活用も各市町村の交付申請に対する実際の交付補助率の一覧表になってますので、取手市が上位に来るように御尽力いただきたいと思っております。それでまた、町の活性化のためには、この施設の整備と併せて、ソフト事業も進めていくことが重要だと考えております。施設をつくるだけでなく、ソフト面からの視点も重要だと思いますが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君）　それでは、お答えをさせていただきます。取手駅周辺の活性化やにぎわい創出を実現するためには、Ａ街区の再開発ビルだけではなく、西口の既存の商業施設や、東口までも含めたエリア全体の魅力度向上、こちらが必要不可欠で――必要不可欠であるとの認識は、市と地権者の皆さんとで一致しているところでございます。駅周辺エリア全体が活性化し、来街者数が増加すれば、既存の商業施設にも様々なプラス効果が波及してくることが期待可能であると考えております。そのための手法につきましては、いわゆるエリアマネジメントの考え方に基づいた方策が有効であると考えておりまして、駅前の商業などが活性化することによって、新規テナントや新規店舗の増加などにつながれば、市民の皆さんの利便性向上の――生活利便性の向上などが図られ、また、市

民の皆さんがエリアマネジメントに参加をすることで、豊かな活動体験や、充実した生活感を得られる効果も期待することが可能であることから、市といたしましても、今後のエリアマネジメントを推進していくことの大切さを強く認識しているところでございます。実際に、昨年度におきましては、エリアマネジメントに関する理解を深める観点から、駅北土地区画整理事業の地権者で構成されます、協議会における専門家による講演の実施、また庁内横断的な若手中堅の市職員による、駅周辺地区の活性化方策の検討、民間の有志の方を中心とした意見交換会などを施行してきたところでもございます。市としましては、再開発事業の実施や複合公共施設整備などのハード事業に加えまして、エリアマネジメントなどのソフト事業を組み合わせて、町をつくることと町を運営すること、こちらの相乗効果によって、地域の活性化につながるものであると認識しているところであり、ハード事業と併せまして、官・民の様々な主体が協力してソフト事業の推進を図っていくことが、重要であると考えているところでございます。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　このハードの整備と併せて、ソフト事業としてエリアマネジメントを推進していくことが有効であるという考え方、よく分かりました。エリアマネジメントって――我々も何かふだん使ってるんですけれども、ちょっと調べてみたところ、一定の地域・エリアを対象として、住民・事業主・地権者等が主体となり、行政や専門家とも連携しながら、地域の良好な環境や地域価値の維持向上を図る継続的な取組である、というようなことでございます。

そこで最後に、お尋ねをいたしたいんですけれども、A街区の再開発事業の推進と、また再開発ビル内への複合公共施設の整備を推進し、さらにエリアマネジメントを推進していくことで、将来的にどのようなまちづくりを目指していくのか、取手市としての大きな――今後の大きな方向性と、まちづくりのビジョンをお尋ねをいたします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

市長、中村　修君。

〔市長　中村　修君登壇〕

○市長（中村　修君）　それでは、ご答弁申し上げます。私、市議会議員に立候補するときに、「住み続けるほど好きになる街をつくる」というキャッチフレーズを掲げました。以降、取手の市長選挙のマニフェストにおきましても、このフレーズを前面に掲げまして、取手市に活力を取り戻すためには、このフレーズで、取手の限りない可能性と魅力を引き出しながら、積極的にまちづくりを進めていく――こういったことが重要であるというふうに申し上げてまいりました。こうした新たなまちづくりを進めていく重要な拠点として、取手駅西口地区と桑原地区とを位置づけているところでもございます。私は、取手に活力を取り戻して、将来的に持続可能な発展を図っていくためには、現状維持だけではなくて、挑戦する志を持って、魅力ある都市空間づくりを進めていくことが必要である、そのように考えているところでございます。定住化促進や将来を見据えた教育といった、これまでの事業をしっかりと継続をしながら、並行して、取手の活力を取り戻して、子どもを産み育てやすい町、市民が健康で幸せに暮らせる町の実現に向けての、挑戦をしていくこと、

こういったことも重要であると考えているところでございます。

このように継続と挑戦等を並行して進めていくことが、このまちづくりには重要であると考えており、こうした観点からは、市の中心である取手駅西口地区における再開発事業と複合公共施設整備につきましては、挑戦の一環として、取手の未来を見据えた、非常に意義のある事業である、そういうふうに位置づけをしています。また、複合公共施設内に子育て世代の皆さんが親子で利用できるスペースを設けることや、中高生の皆さんが快適に過ごせることができる学習スペースや多目的スペースなどを充実させることで、こどもまんなか社会の実現という、本市が目指す方向性を実現化していくことにもつながる事業である、そのように考えています。今後も積極的に推進をしてまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　中村市長のほうから、市が挑戦の一環として積極的に推進していくという、力強い答弁いただきましたので、ぜひ、しっかりとお願いをいたしたいと思います。自動車中心のライフスタイルへの変化によって、消費活動の中心地が駅周辺から郊外に移ったことにより、取手駅周辺においても、ほかの多くの都市と同様に、従来の商業形態では営業の維持や再開が困難になっている状況が見られ、駅前の活力が衰退していると感じております。こうした状況を受けて、Ａ街区の地権者の皆さんも、再開発事業の実現化に向けて尽力されているなと思います。市街地再開発事業は、地権者の皆さんの意思に基づいて行われるものであり、有効な土地利用が図られるものでありますが、同時に、Ａ街区が再開発事業及び複合公共施設整備により、魅力的な都市空間として整備されることにより、Ａ街区のみならず、取手駅周辺、取手市全体の活性化や魅力向上につながる効果が期待されると思います。そのため、将来の取手市のために、Ａ街区における再開発事業の実現化に向けて、皆が利用しやすい魅力的な複合公共施設の整備を進めていただきたいと思います。アンケートなどでも分かるように、市民が期待し、そして待ち望んでいるような施設整備をお願いいたします。今後、私も注視していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でこの質問は終わります。

次に、避難所における水の確保についてでございます。令和８年熊本地震が１か月ちょっと前に起きました。本当に震度７という大きな地震で、亡くなられました方には心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。また、１日も早いふだんの生活が取り戻せることを心より祈念いたします。本当にそのニュースを見るたびに、ライフライン特に水の確保は重要であるとの認識を新たにするところでございます。熊本――令和、震度７の地震を観測した熊本県は、１日――９月１日時点、家屋の被害が推計を含め、６万1,133棟に上ったと発表いたしました。集計作業が進み、８月31日時点から5,000頭以上増えました。内訳は、全壊が1,704戸、大規模半壊が321棟、半壊が2,650棟など、また、避難所は、いまだに38か所開設されており、2,000人以上が身を寄せているということであります。死者は災害関連死の可能性がある人を含め38人、重傷者は34人となり、人的被害は計403人に上っておるということでございます。取手市においても、今後、総合防災マップの中に避難所ということで――避難所一覧ということで載っております。この辺で避難所というのは理解するところでございますが。

そこで、お尋ねをいたします。市内の指定避難所のうち、廃校となった学校施設は何施設ありますでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

総務部長、立野啓司君。

〔総務部長　立野啓司君登壇〕

○総務部長（立野啓司君）　金澤議員の御質問に答弁いたします。取手市の避難施設につきましては、現在、指定避難所として36施設、指定避難場所として２か所を指定しております。指定避難所のうち、廃校となった学校施設は、旧戸頭西小学校、旧取手第一中学校、旧井野小学校、旧小文間小学校の４施設となっております。

〔総務部長　立野啓司君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君）　４つの施設ということで、やっぱり廃校になってしまってるので、その辺の管理が少し心配だというような視点から質問をさせていただいております。それでは、ふだんはどこの部署がどのように管理をしておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長　飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君）　それでは、金澤議員の御質問に御答弁させていただきます。廃校となりました旧小文間小学校・旧井野小学校・旧戸頭西小学校の３校の施設管理につきましては、現在、暫定的な利用として管理しており、そのような状態の中で、多額の費用を施設管理に投じることについては、利活用における効果の観点から課題であり、教育総務課で必要に応じた維持補修を行いながら対応しております。その一方で、旧井野小学校に隣接しました、旧取手第一中学校の体育館及び屋外運動場につきましては、井野体育館として令和８年７月１日に開館し、現在、体育施設としてスポーツ振興課で管理している状況です。

〔教育部長　飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君）　分かりました。４施設のうちでも、教育委員会の中で、教育総務課とスポーツ振興課と分かれるということはよく分かりました。次に、４つの施設のうちで、水道が、ふだんから栓を閉められてる――閉栓している施設は幾つありますでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　教育総務課長、澤部　慶君。

○教育総務課長（澤部　慶君）　それでは、金澤議員の御質問に答弁させていただきます。閉栓されている施設ということでございました。まず、水道がふだんから閉栓されている施設ということで、旧小文間小学校及び旧井野小学校の校舎につきましては、現在利用しておりません。このため、いずれも水道は使用できない状態となっております。旧取手第一中学校体育館を改修して新たに開館した井野体育館、また旧小文間小学校体育館、旧井野小学校体育館、旧戸頭西小学校体育館、こちらにつきましては、水道は使用可能です。

速報版・未校正

なお、旧井野小学校につきましては、引き続きまして、受水槽からの給水となっております。使用頻度が少なく、受水槽内の水の塩素濃度が低下することから、飲用水としての使用はお控えいただいている状況でございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　分かりました。それぞれの施設で様々な事情があるということは、よく分かりました。ただ、校舎はそうだとして、屋外の施設に関しては、利用が様々だと思うんですけれども。屋外の水道は、使える状態にあるんでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　教育総務課長、澤部　慶君。

○教育総務課長（澤部　慶君）　ご答弁申し上げます。屋外ということで、旧小文間小学校、旧井野小学校、旧戸頭西小学校につきましては、現在利用している校舎、体育館のみで水道が使用できる状態となっております。屋外の水道につきましては、全部ではなく、それぞれ一部のみが使用できる状態となっております。また、旧井野小学校につきましては先ほどの答弁と重なりますが、飲用水としての使用はお控えいただいている状況です。以上です。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　使えないということなんですけれども、それではなぜ使える状態にないのか、お尋ねをいたします。

○議長（山野井　隆君）　教育総務課長、澤部　慶君。

○教育総務課長（澤部　慶君）　お答えいたします。先ほどの答弁と重なりますが、閉校となった３校につきましては現在使用している校舎体育館及び一部の屋外水道のみが使用可能状態です。いずれの学校も、現在、暫定的な使用の状況にあります。現在、開校している市立小中学校として開校している 20 校と比較いたしますと、施設管理上の目の行き届き方――先ほど金澤議員からも御指摘ございましたが――には少々差があるというところです。このようなことから、既存の全ての水道を、現在開校している学校と同じ水準で使用可能な状態で維持管理するということにつきましては、施設管理の観点から難しいと捉えております。また、先ほどの屋外の水道に関連しまして、旧取手第一中学校の敷地内には、散水の用途を主とした水道栓が複数箇所設置をされております。こちらにつきましては、防犯上の観点から、通常施錠をしている状況にあります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　分かりました。実は、この質問に至った背景は、旧一中のグラウンドをスポーツで使用されてる方から、水道がなくて不便だと――例えば、けがをしたとき洗い流したり、もちろん水分補給も含めて、そういった相談を受けました。自分なりに調査する中で、学校跡地ですので教育委員会にも行きましたし、避難所としても認定されているので安心安全対策にも行きました。様々な形で働きかけをしたり、相談をしたりしたところ、――今、答弁ありましたが、実際にグラウンドに少し隣接したところに散水用の水道があるということで、今は――鍵がふだんかかってるんですけど、その鍵を利用者の方々には共有する――そういった形で、柔軟に対応してくださることになりました。利用者の方から大変喜ばれておりますので、ここで一言お礼を申し上げたいと思います。

速報版・未校正

次に、屋外の水道を災害のときに使える状態にするには、教育委員会と安全安心対策課は、どのように連携をしていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。安全安心対策課では、速やかに避難所として開設できるよう、指定避難所である旧学校施設の鍵を教育委員会と共有しております。また、旧取手第一中学校の屋外にある水道栓につきましては、ふだんは施錠されておりますが、井野体育館が新たに開館したことを踏まえ、鍵の共有を図ったところです。今後も教育委員会と連携し、災害時に円滑な対応を図れるよう取り組んでまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　本当に重要なことだと思いますので、そういった認識でいただければ本当に安心でございます。

次に移ります。指定避難所は、災害時に避難所が一定期間生活する場所になりますが、例えば断水によって水道が使用できない状態になれば、手洗いやトイレ、清掃等の生活環境を確保することが困難となります。市はこの状況をどのように認識をしているでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。大規模な災害発生に起因した断水等により、飲料水だけでなく、トイレの洗浄、手洗い、清掃などに必要な生活用水の確保が困難となる可能性があることにつきましては、市としても課題の一つであると認識しております。本市における災害時の水の確保につきましては、計画的な備蓄に加え、市内４か所――この４か所につきましては取手市役所、戸頭公園、旧井野小学校【「旧井野小学校」を「旧小文間小学校」に発言訂正】、北浦川緑地でございますが、そちらへの耐震性貯水槽の設置や、市内 28 か所の個人の所有者様の御協力のもと、災害時協力井戸として御登録をいただき、災害時に備える体制を構築しております。また、茨城県南水道企業団や、災害協定を締結している自治体等へ応援給水を要請するなど、関係機関と連携しながら、必要な水の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　例えば、給水車による対応となった場合、複数の避難所が同時に開設された場合、これの優先順位や到着までの生活用水をどう確保するのかについて、お尋ねをいたします。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　すみません、先ほど私の答弁の中で、市内４か所の耐震性貯水槽の中で、「旧井野小学校」と申し上げてしまいましたところ、「旧小文間小学校」と訂正をお願いいたします。

○議長（山野井　隆君）　訂正を認めます。

○総務部次長（蛯原一雄君）　それでは、お答えさせていただきます。複数の避難所が同時に断水した場合、災害の種類や被害の状況などにより優先順位をつけることは難しいこ

速記録・未校正

とが想定されますが、優先順位の考え方としましては、まず、命を守るため、次に、避難所維持のため、そして、それ以外、というような順位で考えております。給水車が到着するまでの生活用水の確保につきましては、耐震性貯水槽や災害時協力井戸の水を汲んで、避難所まで運べる手段の構築が必要であると考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　私も何かいろいろ調べたところによると、この水道が破損した場合、復旧までにどれぐらい時間かかるか、当然その被害の災害の状況によって様々なんですけれども、長いと本当に１か月以上かかる場合もあるということなので、本当にこういった備えはしっかりしていただきたいと思います。次に、断水してるときに、グラウンドなどで車中泊をする避難者が出る恐れもあります。その方々に対しての手洗い、トイレ、飲料水、生活用水はどのように確保するのでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。災害発生時には、やむを得ず車中泊避難を選択する避難者が発生することが想定されています。市においても、市内民間企業の駐車場、車中泊等を避難、車中泊等による避難場所として避難できるよう、災害時における支援活動協力に関する協定を締結しております。内閣府による在宅車中泊避難者等の支援の手引においては、避難している場所にかかわらず、適切な支援が行われることが必要で、支援の内容は、避難所で行うことが、求められる支援の水準と同程度となるよう支援を実施することが適切であると示されています。市におきましても、実際に車中泊による避難者が発生した場合には、備蓄している飲料水や支援物資を提供するとともに、避難所に設置されたトイレや手洗い設備等についても利用していただけるよう案内してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　取手市では災害に備えてトイレトラックなども設備というか、持ってますので、その辺ももちろん、有効に活用していただきたいと思うんですけれども、このトイレトラックを見ますと、トイレは全て温水洗浄の機能がついております。なのでやっぱり、このトイレトラックに使う水もある程度しっかりした水、例えば、川の水を使うとか、そういったことはできないと思いますので、その辺も含めてよろしくお願いいたします。

　次に、断水のとき、手洗いができない場合などは、避難者の衛生環境及び感染症対策の課題になると考えられますが、その辺について、市はどのようにお考えですか。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。災害時の断水等により手洗いが十分にできない状況は、避難者の衛生環境の悪化や感染症の蔓延につながる可能性があるものと考えております。このため、断水が発生した場合には、給水車の要請等により、できる限り早期に必要な水を確保していくことが大切であると考えております。市では、備蓄しているアルコール消毒液等も活用し、衛生環境の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

速報版・未校正

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　分かりました。アルコールの消毒液って、意外と使用できる期間というのがあるみたいで、できれば半年以内に使い切るのが望ましいと。でも１年以上たってしまうと、能力が発揮できる以下に濃度が薄まってしまうというような事例もあるみたいなので、その辺、備蓄に関して、ちょっと注意をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、指定避難所として指定をしている以上、災害発生時に実際に避難所として水を供給できる状態を、ふだんから確保することが市の責任だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。内閣府による、避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針におきましても、市町村等においては、発災時に避難所における良好な生活環境が確保されるよう、この指針を活用し適切に対応するよう示されており、生活用水の確保についても、災害発生時には速やかに対応することとされております。市では、災害発生時には速やかに避難所として機能できるよう、備蓄の保存水や耐震性貯水槽、災害時協力井戸など、様々な方策により、水の確保に努めているところです。以上です。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　災害のときに、グリーンスポーツセンターを避難所として開設する機会が多いと思います。実際、直近でも雨がひどいという恐れがあるときにも、避難所、早急に開設していただいたりしてますし、そのグリスポが避難所として使われる機会が最も多いと思いますが、いざ断水してしまったときに、あそこにある室内の、特に室内のですね、プールの水を避難者用に転用することも、水の確保の一つとして考えられないでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。断水時において、ＪＳＰＩグリーンスポーツセンター【「ＪＳＰＩグリーンスポーツセンター」を「ＪＳＰＩ取手グリーンスポーツセンター」に発言訂正】のプールに張られている水は、生活用水への活用という点で、非常に有用であると考えております。プールの水の活用を含め、災害時にどのように水を確保できるか、業者にも聞き取りを行った経過もございます。聞き取りの結果、水の確保においては、災害時に使えることはもちろん、平時での活用といった両面での活用を考えていくことが、課題の一つとして考えられるところです。以上です。

○議長（山野井　隆君）　金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　今答弁ありましたように実際に水の確保については災害時じゃなくても平時でも使えるのではないかということでございます。それでは実際に、グリスポの水をろ過して、プールの水をろ過して、飲用水として活用する、例えば浄水器みたいなものを置くことは、考えられないでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　スポーツ振興課長、安田徹也君。

○スポーツ振興課長（安田徹也君）　それでは、金澤議員の御質問に答弁させていただき

ます。ＪＳＰＩ取手グリーンスポーツセンターは、市民のスポーツ活動拠点として、指定管理者が運営しております。その中で、災害時には避難所として重要な役割も担っております。災害時にＪＳＰＩ取手グリーンスポーツセンターは避難所として開設しておりますが、室内プールの水をろ過して提供する浄水器等は設備はございません。その中で、プールの水の活用について調査したところ、飲用水にろ過することに特化した浄水器――ふだんは水道水などで使用して飲用水を提供する、災害時にはプールの水を飲用水にろ過して提供することができる浄水器、そういう様々な種類の浄水器がございます。浄水器を選択する上で、ふだんは飲用水等の提供、災害時には飲用水にろ過して提供できる浄水器の設置、それに関しては、ふだんから施設利用者に提供できる場所に設置するため、施設利用者のニーズ、それと災害時の活用方法、設置及び維持管理のコストなどを含めて、指定管理者との協議が必要と考えますので、今後の導入については調査を重ねて検討してまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　申し訳ありません。１つ前の答弁の中で、私、「ＪＡＳＰＩ取手グリーンスポーツセンター」と申し上げるべきところ、「ＪＡＳＰＩグリーンスポーツセンター」と「取手」が抜けておりました。訂正をお願いいたします。

○議長（山野井　隆君）　訂正を認めます。今回、全般的に結構言い直しが多いので、大分その辺気をつけていただけるとありがたいです。

金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君）　そうですよね。しっかりとネーミングライツ料を頂いておりますので、私もしっかりと、ＪＳＰＩ取手グリーンスポーツセンターに、そういうものが設置できればいいなと思った質問でございます。答弁の中で、指定管理者との協議とございますが、取手市がこういったものを市民の生命のため、財産を守るためにつけるということであれば、そこは向こうも柔軟に対応してくれると思いますので、ぜひ前向きに――検討してまいりますということなので、前向きに検討していただければと思います。やっぱり財源――限られた財源の中で市の様々な事業を執行してるわけですから、なかなか大変なのはよく重々承知しておりますが、――命を守るという観点からしっかりと検討していただきたいと思います。今後も、何かの機会につけて、この検討状況について質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山野井　隆君）　以上で、金澤克仁君の質問を終わります。

13 時まで休憩します。

午前　時　分休憩

午後　時　分開議

○議長（山野井　隆君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本田和成君。

〔２番　本田和成君登壇〕

○２番（本田和成君）　皆さんこんにちは。日本共産党、本田和成でございます。通告に

従いまして一般質問をいたします。質問に入る前に、７月 28 日に発生いたしました熊本地震で亡くなられた方に、御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。今なお避難生活を余儀なくされている方々の、安全と一日も早い復興を御祈念いたします。

それでは、質問をさせていただきます。まず、大地震時の防災についてでございます。本市につきましても、防災・減災の取組を強化することは、非常に重要な課題でございます。本市は御存じのとおり、茨城県南部直下型地震が想定されており、８月 23 日の午前２時にも震度５弱の地震がございました。また、熊本地震では本当に大きな被害が出ており、１か月以上たった今でも、避難所での生活を余儀なくされている方がおり、熊本地震で大きく取り上げられたのが、生活用水の確保でございます。そこで、本市において生活用水をどのように確保しているのか、これを改めてお伺いいたします。

〔２番　本田和成君質問席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

総務部長、立野啓司君。

〔総務部長　立野啓司君登壇〕

○総務部長（立野啓司君）　本田議員の御質問に答弁いたします。市における災害時の水の確保につきましては、午前中の金澤議員の一般質問において答弁させていただきましたように、計画的な備蓄に加え、市内４か所に耐震性貯水槽を設置しているほか、市民の皆様に御登録いただいております、28 か所の災害時協力井戸などにより、有事における供給体制を構築しているところでございます。

〔総務部長　立野啓司君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　現在、市内４か所の耐震貯水槽と 28 か所の災害協力井戸と、そういったものが、すぐ利用できる生活用水として挙げられておりますけども。大地震で市内全域に被害があった場合、どの程度の期間使用できるというふうに想定されているか、お伺いします。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。耐震性貯水槽につきましてお答えさせていただきます。耐震性貯水槽につきましては、１か所 10 万リットルの容量があり、４か所で 40 万リットルの水を確保しております。国や県によります、災害時の地方公共団体による備蓄目標数量では、飲料水は１日当たり３リットルを最低３日間備蓄するものとされております。貯水槽の水を全て飲料水に使用したとしますと、約４万 4,000 人分の３日間に相当いたします。以上です。

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　飲料水にすると３日間ってことですね。生活用水にすると、もう本当に１日とかそのぐらいなりますかね。熊本地震で、とにかく生活用水の確保が大きな問題となっております。１日大体 15 リットルから 20 リットルの生活用水が必要と言われている中で、断水が長時間――長期間続くことが想定されます。内閣府の予想――基準で

あったと、大体30日かかるそうです。今回の熊本地震でも水道本管の応急復旧が完了したのは８月28日です。通水できるようになるまで１か月かかってます。これ御覧いただきたい。資料お願いします。

〔２番　本田和成君資料を示す〕

○２番（本田和成君）　こちら――以前もちょっと出させていただいたんですけども、守谷市の公園の手押しの井戸です。以前から提案させていただいてるんですけども、避難所に井戸を設置して、生活用水の確保が必要だと思いますけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。避難所への井戸の設置につきましては、災害による断水時の生活用水確保の一つとして有用と考えられることから、設置自治体における平時の利用などを調査するとともに、各施設における改修や更新に合わせた設置につきましても、関係各課との協議を引き続き進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　井戸も含めて、守谷市の防災担当課を伺ってきております。この井戸は、全小中学校と、その半径500メートルから離れた公園に、手押しの井戸を設置しております。――つまり、守谷市では全域が井戸を使えるという状況になっております。まず、平成18年に全小中学校12校に、この井戸設置しております。公園の井戸は、平成28年に11か所――全て一気に設置をしているということです。この井戸なんですけども、50メーターくらい、ぼんっと掘って、そこから下まで掘るだけ掘って、そのどこかに水脈があった場合、その水脈を下から引き上げるという構造で、例えば、通常ですと、どこかの水脈にぶち当たったら、その水脈から引き上げるんじゃなくて、掘るだけ掘って、そのどこかの水脈から――水脈が何個かあればそこから引き上げるというような井戸だそうです。ちなみに、平成28年当時、工事費含めて、一気に約200万円くらいということで伺ってまいりました。ちなみに、この守谷市の手押しの井戸、確認されたでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。守谷市の状況につきましては、守谷市の防災マップのほうを私のほうも見させていただきました。そこで――防災用の井戸ついてることは、確認はさせていただいてるところです。以上です。

○議長（山野井　隆君）　現地を見たかどうかの質問です。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。現地につきましては、まだ確認しておらない状況です。以上です。

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　これ実際見て、手で押していただきたいんですよ。意外と重いです。先ほど、熊本地震において、８月28日に水道本管の応急復旧が完了したと申し上げましたけども、これ水道本管から通水ができるようになったという意味で、実際には宅地内の水道管が破損してる場合は、家で水が使用できないということが起きてます。そうい

ったことから、宅地内の配管終了を進めるために、対応可能な事業者を紹介するコールセンターというのを、８月 26 日に熊本で設置しています。そういったことから、相当数の修繕依頼があるということは、いまだに水が使用できない家庭もあるということが考えられます。また、この被害が大きかった地域のこの水道普及率を見ますと、宇城市が 79.6％、八代市は 52.1％、氷川町は 85.7％となっております。その反面、特に低い八代市、これは、4,000 件以上の井戸が今回の地震で被害を受けて使用できないということが報道がされております。その反面、八代市や宇城市では、この防災井戸、これが生活用水に非常に役立ったということが、地元メディアなどでこれが報道されております。これらの防災井戸は 2016 年の熊本地震、このときに断水を経験して、その経験を生かして整備をしたと。そういった経緯がございます。こういったことから災害協力井戸、この課題というのがすごく見えてくるんじゃないかなと思ってます。つまり、災害協力井戸は、個人のお宅の井戸を利用することになります。そういったことから、当然プライバシーの問題、公表されてない、もしくは、地域の防災会が認知してない、こういったこともあると思います。また、この熊本と同じように災害があった場合に、損壊した場合、もしくはそこのお宅の方が避難している場合、こういった場合――利用は困難だということが想定もされます。そういった意味で実効性のある水の確保、これ本当に急務だと私は思っております。井戸設置を、まず今後の方針として、今すぐつくるということじゃなくてせめて、今後の方針として組入れていく必要があると思うんですけども、その方針として検討するというのはいかがでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。今、本田議員からも御説明――御紹介いただきましたように、井戸の有用性は私どもも非常に認識しているところでございます。最初の私の答弁でさせていただきましたように、施設の改築・修繕、そういったときに合わせて、井戸の設置についてもできないか、検討のほうはしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　今回、守谷市のほうで、実は令和６年にも紹介させていただいたときも、守谷市の担当課のほうに伺ってきてるんですね。今回も直接伺ってきたんですけども、とにかく水だけは命に関わるということで、その認識において、水をしっかり確保しようということが、この井戸を設置したというその経緯になるそうです――だそうです。そういったね、様々な想定をした上で、水の確保については大きな課題として、これ是非、捉えて進めていただきたいと思います。

続きまして、防災訓練について移りたいと思います。大地震時の避難所の開設訓練なんですけども、昨年度、感震キーボックスを使用した開設訓練を実施いたしました。今年の第１回３月の定例会の私の一般質問でも、これ今後も継続していくという御答弁がありましたけども、本年度の地域のこういった避難所の開設訓練の計画、これはどのようになってるでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。大地震などの大規模な災害時には、ライフラインの途絶や職員自身の被災などによって、行政機能が低下することが想定されます。そのような中で、市では迅速かつ円滑に避難所の開設が行えるよう、昨年度、感震キーボックスを設置した３つの避難所において、近隣の自主防災組織にご協力いただき、試験的に避難所の開設訓練を実施いたしました。訓練後の参加者アンケートでは、避難者の受入れに関する御意見や、避難生活に関する御意見など、様々な御意見を頂きました。今後、地域による避難所開設がより実効性のあるものとなるよう、次の訓練実施に向け、内容等の見直しを含め、準備を進めているところで、今年度につきましては、訓練の実施ができるか、――今、できるかどうかも含めて検討しているところでございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　検討してるということは、今のところは決まってないということでよろしいですか。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。具体的な日時まで申し上げることは、今この時点ではできないんですけれども、今年度の実施に向け、進めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　分かりました。続いて、発災対応型訓練というものがあるんですけども、これも守谷市で実際にやっている訓練です。守谷市は隣の市ですよね。隣の市でも、取手よりも、比較的新しい町になります。守谷市のこの発災対応型訓練というのは、地域の防災訓練、これ、初めからこの発災対応型訓練を基本にして実施しているということだそうです。資料をお願いします。

〔２番　本田和成君資料を示す〕

○２番（本田和成君）　これ、京都市の消防局のホームページに具体的な方法が掲載されております。これ発災型――対応型訓練ということで、これ、この訓練、自宅から始まるんですね。例えば、ガスの栓どこにある。それからブレーカーを落とす、そういったところから始まります。実際に救助したり、避難したりと、いうことをやるんですね。シナリオのない訓練なんていうことを言われております。従来型の会場で集合する、そういった訓練だけではなくて、実際の地域を舞台として、住民自身が判断して行動する、こういった発災対応型訓練、この導入についてお伺いいたします。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。市といたしましても、地震等の大規模災害が発生した際に、地域住民が迅速かつ適切に行動が行えるよう、訓練の実施を推進しており、自主防災組織連絡協議会総会において、各自主防災組織に、発災対応型訓練について御紹介させていただくとともに、市ホームページにおいても、ケースを啓発を図っているところでございます。引き続き、様々な機会を通じて、各地域における発災対応型訓練の実施を促進するとともに、実際の災害時に地域住民が主体的に行動できるよう、地域防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

速記録　未校正

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　ありがとうございます。地域に合わせて、どういうふうにやっていくのかというのを、先ほど京都の事例を出しましたけども、やっぱ地域によってやっぱりいろんな、そのやり方があると思います。取手市にとってどういうふうにこの発災型――発災対応型の訓練をしていくのかっていうのは、しっかり進めていただきたいのと、あとは自主防災会のほうにそのまま、こういう形がありますからやってくださいというと、なかなかこれね、やっぱできません。ですので、例えば京都市のやり方だと、１回集まります。そこで説明を受けます。消防の方とかが。それから１回解散します。家に帰ります。そこから始まるというような形をとってます。だからそのやり方についてもねしっかりね、どういうふうにやれば実効性というか、そのしっかり訓練ができるのか、こういったところを進めていただきたいなと思っております。今、防災訓練と避難所について伺いましたけども、これ、発災時には自助・共助、これは本当に重要になります。地域の防災組織が主体となっていきますので、そこで必要なのは、各地区の被害想定に即した実効性のある防災になります。被害想定といってもこれもうずっと私が、防災の一般質問をやるときに、地域の――各地域の被害想定をということを申し上げてるところなんですけども、これ細かい数字とかよりも、例えば、この地域ではどういう被害が生じる可能性があるのか、地震が起きたら火事が起きるよとか。やっぱ、そういったところの、このときに、これだけは守ろうという簡単なところの地域のそういった共通認識、これを共有してもらう、こういったことが、本当に重要じゃないかなと私思っております。大地震のような広範囲の災害があった場合、このときはやっぱり市の職員もね、皆さん、被災者になるわけですよ。そういったことから、日頃から地域のこの防災組織、これをソフト面で、そういったところから、ふだんからね、支援をしていく、こういったことが本当に公助の大きな役割だということだと私思ってます。それをやることによって、市の職員も大変な思いを本当にその時する――少しね軽減されるかもしれないですし、市民のことを守るということにつながるというふうに私は考えております。そういった形でぜひ、これ訓練についても進めていただきたいと思います。

最後ですけども、災害関連死についてお伺いします。まず、避難所には、何名が避難してくるかということではなくて、何名を収容できるのかということになりますけども、これについても、以前も質問を何度かさせていただいております。この進捗に――進捗状況についてお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。内閣府による避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針等におきましては、１人当たり 3.5 平方メートルの生活空間の確保――生活空間を確保するよう定められているところですが、市におきましては、１人当たり４平方メートル確保できるパーティション等において、計画的に備蓄を進めているところです。また、指定避難所における避難者のプライバシーやパーソナルスペースを確保するため、各避難所のパーティションレイアウトの作成を現在進めているところです。以上です。

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。
○２番（本田和成君）　すみません。避難所に何名避難してくるかじゃなくて、収容できるかというこの数値というのは、今進めていらっしゃるんでしょうか。
○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。
○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。それぞれの避難所ごとに、４平方メートルでレイアウトを考えて、何名避難できるかというところを、現在確認しているところでございます。以上です。
○議長（山野井　隆君）　本田和成君。
○２番（本田和成君）　まず、それがしっかりと明確化されないと、やっぱり避難所を開設しても、ばーっと来て、その次に、どこの避難所を開設するかということも、地域でも順番とかも全く分かりませんので、そういった指針もしっかり出す必要があるかなと思っております。災害関連死って、非常に――例えば2016年の熊本地震においても、災害関連死200名以上なんですよ。これって、地震で犠牲になった方の４倍以上ですね。災害関連死を防ぐために、今、トイレとベッドとキッチンということで、それを48時間以内に設置すると――ＴＫＢ48みたいなことを言われております。新たに何か準備してるものとか、もしあれば、お伺いします。
○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。
○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。災害関連死を防ぐためには、避難生活を通常に近づけることが必要であり、避難所生活において特に必要なのが、議員おっしゃっていただきました、トイレ、食事、寝る場所の改善と思われます。災害時の断水等により、避難所でトイレが利用できなくなると、トイレを我慢するために、水分や食事を控え、健康状態が悪化することで、災害関連死につながることが指摘されています。このため、市では、避難所におけるトイレ環境の確保を重要な取組の一つと捉え、発災直後の上下水道が普及してない段階でも使用できる、トイレトラックを令和７年５月に導入するとともに、災害時の派遣協力に関する協定を締結いたしました。また、携帯トイレや簡易トイレ、衛生面や利便性に配慮した、利用しやすい洋式便座などの備蓄も進めておるところです。また、食事の改善といたしまして、市では災害時における、飲料水の提供やキッチンカーによる炊き出し等に関する協定を締結しているほか、状況に応じて、社会福祉協議会を通じまして、ボランティア団体等に要請するなど、温かい食事を提供できる体制を整えております。
　次に、寝る場所の改善といたしまして、段ボールベッドやパーティションの計画的な備蓄を進めているほか、段ボールベッドにつきましては、災害時の調達に関する協定を締結しているところでございます。以上です。
○議長（山野井　隆君）　本田和成君。
○２番（本田和成君）　ありがとうございます。協定をいろいろ結んでるということなんですけども。本当に、例えば直下型で震度６とか６強とか７とかという状況になると、御存じのとおり、道が寸断されるというような状況も、これも想定に入れておかなきゃいけないのかなと思います。以前、私の一般質問の中では、そういったところも含めて、道路

速報版・未校正

を――一緒に訓練をしていくというようなことも御答弁あったと思うんですけども。やっぱり、この想定というのが、非常に重要になってくると思うんです。ただ、例えば協定を結んだところの実効性が、どのぐらいあるのかというところ、やっぱりこれ改めて、しっかり確認をしていただきたいなと思っております。本来、こういった資機材とか、そういう備品とかパーティションとかという、こういうものというのは、すごくお金がかかるものですから、本来、国が主導して整備する必要があるんじゃないかなと、私は個人的には思っております。そうは言っても、自治体のほうでも整備をしていく必要がありますので、計画的に、速やかに、そういったところを進めていただきたいなと思います。防災については、もう毎度、毎度申し上げておりますけども、最悪の事態をどこまで想定できるかということが求められます。また、これだけやったから十分だということもありません。担当課におかれましては、歩みを止めずに、着実に前進をさせていただきたいなと思っております。以上で、この質問を終わりにします。

続きまして、耐震化について、お伺いをいたします。前回、第２回定例会では、住宅の耐震化率の目標の達成は、困難であるという御答弁がありました。住宅耐震化率の向上についての、今後の方針をお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長　浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君）　それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。今後の方針と考え方ということで、お答えをさせていただきます。これまでに、阪神大震災や東日本大震災、平成 28 年熊本地震、能登半島地震、直近では７月に発生をいたしました熊本地震などの大地震により、多くの住宅の倒壊や人的被害が発生しております。建築基準法の建築物に対する耐震基準でございますけれども、1981 年――昭和 56 年に大きく改正をされまして、建築物が地震の揺れに耐えられる耐震性能の部分が強化をされました。昭和 56 年以前の耐震基準を「旧耐震基準」、それ以降が「新耐震基準」と呼ばれております。本市におきましては、耐震性が不足している旧耐震基準の住宅が多く残っていることから、旧耐震基準の住宅を対象とした耐震化率向上を目標に掲げ、住宅所有者に対して、耐震診断や耐震改修などの事業により、意識の啓発、制度の周知などに取り組み、住宅の倒壊や人的被害などの低減に努めてまいりたいと考えております。

〔都市整備部長　浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　資料お願いします。

〔２番　本田和成君資料を示す〕

○２番（本田和成君）　この資料は東京――東京都の耐震ポータルサイトというところから、お借りしてきたものなんですけども、2016 年の熊本地震での旧耐震と、１番左が旧耐震、真ん中が 1981 年旧耐震から、新耐震なんですけども、2000 年までと。それから、１番右側、2000 年以降――正確に言うと 2000 年の５月 31 日以前――以降ということに

なります。６月１日以降になります。この表を見ますと１番左が旧耐震なんですけども、倒壊が 28.2％で大破が 17.5％で無被害は 5.1％です。真ん中――新耐震から 2000 年の５月 31 日までということで、倒壊が 8.7％、大破が 9.7％で無被害が 20.4％です。１番右、2000 年基準と言われております。2000 年の６月１日に、建築基準法が改正されております。この 2000 年基準以降での倒壊率、倒壊が 2.2％、大破 3.8％、無被害は 61.4％です。この数字からも 2000 年以降の基準で建築された住宅は、倒壊大破の割合が大きく低下して、無被害の割合が高くなっていることが分かります。2016 年の熊本地震って、震度７が２回、震度６強も起きております。その中で、この数字というふうに御理解ください。本市の耐震診断や耐震補強補助金の対象になっているのは先ほど部長答弁にあったとおり、1981 年以前の旧耐震基準に限られており、その利用実績ってのは非常に少ない状況にあります。旧耐震基準の住宅にお住まいの方の多くが高齢となっており、これから何年住み続けか分からない。それから高額な費用をかけて改修することをためらうといったような事情があるということも、以前に御答弁頂いております。耐震対象を 2000 年基準の住宅まで拡充することができれば、旧耐震住宅だけではなく、現役世代が住む住宅についても早い段階から耐震化を促すことができると考えます。また本年度、県に対して、耐震補助金を２件分要望したところ、１件分しか配分されなかったという経緯がございます。それと耐震改修――耐震補強補助金の、この目標値が２件ということが、アクションプランに書かれてるんですけども、その根拠についても、今までの実績ということも答弁されております。もし、この耐震改修の利用実績が少ないことが、県の予算要求や予算確保に影響しているのであれば、現在の制度を維持するだけでは利用実績が伸びずに、耐震化も進まないという悪循環になると考えられます。こうした状況を踏まえて、市民がより利用しやすい制度とするために、以前、私の一般質問でありました、代理受領制度の導入とあわせて、対象――補助の対象を 2000 年基準の住宅まで拡充して、市民の命と財産を守るために、耐震化率の向上を図るべきだと考えますけども、この見解についてお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　建築指導課長、田中健二君。

○建築指導課長（田中健士君）　本田議員の御質問に答弁いたします。議員御紹介のとおり、2000 年基準とは、2000 年６月１日に施行された建築耐震基準となります。新耐震基準がさらに強化され、例えば、接合部を金物で補強することや、耐力壁をバランスよく配置すること等が求められるようになりました。それにより、2000 年基準以降に建てられた木造住宅は、より安全性が向上したと言えます。2000 年基準を含む新耐震基準の耐震性能は極めてまれにしか発生しない、震度６強から震度７程度の大規模地震に対して、人命に被害が及ぼすような倒壊等の被害が生じず、避難し、命を守ることを目的としております。一方で、旧耐震基準の建築物は、震度５超程度まで耐震倒壊しないことが求められておりますが、震度６以上の大規模地震においては、命の危険に直結する倒壊の危険性が高くなっております。そのため、市としてはまず第一に、旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化を優先して取り組んでいきたいと考えております。対象住宅の要件の幅を広げれば、補助実績が増える可能性はございますが、命の危険に直結する倒壊の危険性の高い、旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化率を上げることを優先したいと考えておりまして、

旧耐震基準にお住まいの――旧耐震基準の住宅にお住まいの所有者の方が、耐震補強工事を行いたいとなったときに、資金面でもサポートできるように、旧耐震基準を対象とした現在の補助制度を継続していくことが重要だと捉えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　命、最優先――これは、もちろんなんですけども。ちょっと私もいろいろ調べる中で、国交省の――いわゆる国総研というところが、いろいろこの能登半島地震を受けて、見解というか――新たな見解を、しっかり方針として出されております。

ちょっと資料よろしいですか。

〔２番　本田和成君資料を示す〕

○２番（本田和成君）　これ、能登半島地震での建築時期の木造建築別の被害状況です。右から２番目、これが 2000 年基準の被害なんですよ。特に被害が大きかった、輪島市、珠洲市、穴水町の約 5,000 棟、これの分析の数値になります。これを見ますと、2000 年基準、能登半島で倒壊したのが４棟なんですよ――４棟。大破、８棟です。本当に命を守りたいということであれば、冒頭に私申し上げておりますけども、この取手市は何の地震が想定されてるかというと、茨城県南部直下型地震です。これは震度６強以上が想定されております。だから、何百年とか何十年とかに１回の割合で起きる地震が想定されてるんですよ。そういったことを鑑みて、本当に旧耐震だけでいいのか、その実績が増えない限り、やっぱり予算措置とかにも影響するんじゃないかと、私は思ってるんですけども。それを受けても――耐震化は今までの現状どおりでいくのかどうか、ちょっと改めてお聞きします。

○議長（山野井　隆君）　建築指導課長、田中健士君。

○建築指導課長（田中健士君）　お答えいたします。今、議員ご紹介いただきました、能登半島地震の被害状況ですが、我々のほうも、その辺は確認しておりまして、2000 年基準以降の４棟というのは、もう全体数が 608 棟のうち４棟で、対して、旧耐震基準の建物の倒壊率と言うのは、3,408 棟中、662 棟、19.4％……。2000 年基準以前で新耐震基準のものが、5.4％と――5.4％と 19.4％と、ちょっと倒壊率、ここでやはり大きな差が出ておりますので、旧耐震基準の建物というのは、耐力壁の量が少なくなっております。ここの耐震性というのが、倒壊の危険性がより高いということで、市としては、まず、命の危険性の高い、旧耐震基準を対象にしていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　命の危険性が高いというのは、確かにそうだと思います。ただ、行政に求められるのって、市民の財産を守るということも、やっぱりあると思うんですよ。これについてはどうですか。

○議長（山野井　隆君）　建築指導課長、田中健士君。

○建築指導課長（田中健士君）　お答えいたします。命を守る、あと財産を守るというのは、おっしゃるとおりだと思います。確かにそうですが、旧耐震基準の建物というのは、耐震改修をすることによって、損傷しても被害の状況が――耐震改修することによって、被害の状況が抑えられることで、そのあとの改修の費用というのが抑えられます。より倒

壊の確率が高い、旧耐震基準の建物を耐震改修するというのは、命を守ると財産を守る、ということ両方に合致していることだと思っております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　市民からしますと、倒壊しないことはもちろんなんですけども、被害がなかったと――家には地震が起きても被害がなかったということが一番望ましいと思うんですね。それを考えますと、当然命は最優先ですけども、この

資料、もう一度いいですか。

〔２番　本田和成君資料を示す〕

○２番（本田和成君）　この能登半島でも、2000 年基準って、398 棟、65.5%、無被害なんですよ。そういったことも考えて耐震化率ってやっぱり、いろんな側面からしっかり考えていく必要があると思うんですね。以前、私の一般質問、議会の中で御答弁いただいたのが、耐震化率については、除却もあり、建て替えなどで緩やかに上昇しているという答弁があったんですよ。覚えていますでしょうか。これは、要するに、時間がたてば耐震化率は上がるよと。そういった意味でよろしいですか。

○議長（山野井　隆君）　建築指導課長、田中健士君。

○建築指導課長（田中健士君）　お答えいたします。時間がたてば、除却、耐震改修が進むのは、間違いないことだと思いますが、我々が行ってます木造住宅耐震診断士の派遣事業ですが、平成 17 年からやっております。茨城県内では、全体で累計 5,800 棟、やってる中で、取手市は 666 棟と、約１割近い耐震化診断を行っております。その中で、耐震診断、666 棟のうち、また、倒壊の可能性が低いとされた８棟を除く、558 棟のうち、我々が把握してるもので既に改修されたものが 76 棟、除却されたものが 66 戸、142 棟が約全体の４分の１が改善されております。耐震診断を行うことで、市民の意識が変わり、耐震改修、その辺が進んでいくと思われます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　あんまり積極的というか、消極的だなと私は思ってるんですけども、何でこの耐震が進まないかというと、先ほど申し上げました、課題についてで――になると思うんですよ、これに尽きると思います。1981 年ってもう 40 年くらい前なわけですよね。そうしますと、45 年ぐらい前ですよね。そうしますとやっぱり高齢となってて、先ほど課題として挙げられた、これから何年住み続けるか分からないとか、高額な費用をかけて解消することをためらうというようなね、こういったことが課題になってるわけですよ。そういったことから、耐震化が進んでいかないということだと思うんです。そうなるとやっぱりじり貧になっていくんじゃないかなと。要するに耐震化が進んでいかないというふうに私は思ってます。そういったことから、しっかり市民が周知できる方法と、あとは耐震化に対するそういった、周知、必要性、こういったものにしっかりアプローチをしていただきたいなと思っております。今のままでいくと、本当にこの地震が起きたときに、恐らく被害を被るね方がたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思っております。そのところをね、しっかりね、行政としても認識していただきながら進めていただきたいなと思っています。この質問は、以上で終わりにします。ありがとうございます。

○議長（山野井　隆君）　都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君）　冒頭、議員のほうで耐震化が困難というお話をされたと思います。そういう耐震化が困難ということではなくて、こういう作業を行っていきながら、命の危険に直結するようなこういう旧耐震基準、こういうものから進めていくことによって、様々にこの耐震化への波及ということが進んでいくということでお答えしたと記憶をしておりますので、決して耐震化は困難だと、いうような意味で、ストレートに言ったことではございませんのでその辺はお話をさせていただければと思います。今後もこういうような制度を引き続き実施していきながら、耐震化を図ってまいります。命の危険に直結するようなものから進めていきたいと思っておりますので、その辺よろしくお願いいたします。

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　どうもありがとうございます。大丈夫です。

続きまして、本市の環境への取組についてでございます。先日、皆様ご存じのとおり、ネパールでの土石流、これは5,000メートルのヒマラヤの氷河の崩落が原因とされております。世界ではヨーロッパの熱波など、地球規模で異常気象による災害が続いております。昨日９月３日には、世界気象機関、これWMOというんですかね、エルニーニョ現象が年末にかけて極めて強まり、観測開始以来最も強力になるということは報告――警告が出されております。これ、いよいよもって地球環境について本気で取り組む必要があると考えます。そこで本年改定されました緑の基本計画の目的と意義を改めてお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

建設部長、原部英樹君。

〔建設部長　原部英樹君登壇〕

○建設部長（原部英樹君）　それでは、本田議員の御質問に答弁させていただきます。取手市では、緑の保全を重要な施策の一つと位置づけまして、その具体的な方針を示すものとして、取手市緑の基本計画を令和元年９月に策定をいたしました。また、法改正や社会情勢の変化に対応するため、昨年度見直しを行いまして、令和８年３月に改定したところでございます。この緑の基本計画では、豊かな水と緑を身近に感じることができるまち取手を目標に、豊かな自然環境を保全、活用しながら、市民が緑を身近に感じることのできるまちづくりを目指しております。この計画では、市内の緑の維持を図るための具体的な施策や目標が定めておりまして、市内の公園や緑地の整備管理を継続的に行うとともに、地域の特性を生かした緑の保全活動を推進していくとしております。また、都市化が進む中でも、自然環境との調和を図り、持続可能な形で緑を維持していくための取組を継続して行っていくこととしております。以上でございます。

〔建設部長　原部英樹君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　ありがとうございます。緑の基本計画では、令和20年の緑地面積の目標というのを現状維持としております。緑地面積については計画策定時に対して、令和６年実績で市全域において約９ヘクタール減少となっております。今回改定された計画

速報版・未校正

により実効性の高い施策へ見直しを図ると書いてあります。この計画で挙げられている目標値や、各施策の緑化維持に対する現実や実効性はどのようにお考えかお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　水とみどりの課長、仁杉繁隆君。

○水とみどりの課長（仁杉繁隆君）　お答えいたします。緑の基本計画は、取手市が目指すべき方向性や目標を示すものであり、その実現に向けた取組を進めていく指針となるものです。計画の目標達成に向けては、現状の施設の維持管理を着実に行いながら実施していくことが重要であると考えております。また、目標の実効性についてですが、計画の進捗状況を定期的に検証するとともに、必要に応じて見直しを行い、現実的かつ持続可能な形で、緑の環境の維持向上に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　計画の中で、ＰＤＣＡサイクル書かれていたと思うんですけど、チェック・検証で実効性や現実性を見ていくということで――よろしいですかね。

〔水とみどりの課長　仁杉繁隆君うなずく〕

○２番（本田和成君）　緑の基本計画の内容として、緑の質を向上していくということも掲げております。本市では、緑地率は51.2％となっておりますが、緑地については国土交通省が指針を出しております。市街地における緑被率、30％を目指すということです。緑地率と緑被率は、違う地震になります。また、国際的に普及している都市緑化、この目安が、３と30、それから300というものがあります。自宅などから３本の木が見える、樹幹被覆率30％、自宅・職場から300メートル以内に質の高い緑地公園がある――こういったルールです。この中で、近年注目されているのが樹幹被覆率になります。

資料をお願いします。

〔２番　本田和成君資料を示す〕

○２番（本田和成君）　ちょっと言葉が似てるので、分かりづらいと思うんですけど、緑地率・緑被率・樹幹被覆率というのがあります。この樹幹被覆率は、多くの国で30％を目標としております。例えば、オーストラリアのメルボルンでは、2040年までに22％から40％を目指すとしております。ヨーロッパ93都市を対象とした研究では、都市の樹幹被覆率が30％を超えると、ヒートアイランド関連死――いわゆる熱中症の死亡、これが40％予防可能という推計がされております。さらに、気温も平均で0.4度、最大で5.9度が低下されるということも試算がされております。また、ほかの様々な研究でも、都市の樹幹が多いと、住民の鬱や不安障がいなどの精神的健康の向上、血圧や循環器疾患のリスク、肥満リスクの低下、身体活動の促進などにつながる、ということも報告はされております。都市の樹幹は、健康を守るための都市環境、それからインフラとして、その役割が注目されております。こういった世界の動きに対して、東京の樹幹被覆率は、2015年に9.2％あったのが、2022年には7.4％まで低下します。――日本は逆行しているということです。国土交通省も令和８年４月――今年の４月、緑被率の算定手法の手引というものを公表して、緑の量を客観的に把握することを後押しをしております。本市には、緑被率については数値がありませんけども、この緑の基本計画を策定している全国の市町村のうち、44.7％が緑被率を算定してます。今後、緑被率や樹幹被覆率の目標値、これを定め

速報版・未校正

る必要があると思いますが、これについてお伺いします。
○議長（山野井　隆君）　水とみどりの課長、仁杉繁隆君。
○水とみどりの課長（仁杉繁隆君）　お答えいたします。緑の基本計画は、地域における緑の保全と育成を推進するための基本的な指針として位置づけられており、定量的な目標値は定めておりませんが、緑の将来目標を定めております。緑の将来目標は、緑地確保の目標や都市公園などに整備すべき緑地目標などを目標水準として、この目標を基に緑の維持を図る取組を行っているところでございます。以上です。
○議長（山野井　隆君）　本田和成君。
○２番（本田和成君）　緑化の目的とね意義、本当に現実的に捉えるっていうことであれば、緑被率とか時間の被覆率、こういったものの把握、必要だと思います。その上で現実かつ実効性のある様々な施策を進めていただければなと思っております。続きましてちょっと時間もないので、次に行きます。街路樹についてです。今年は、毎年、９月の議会では、戸頭のとうてんポールを紹介させていただいたんですけども、今年は、街路樹も真夏の間、葉っぱをしっかりつけております、ありがとうございます。残念ながら、９月１日から、葉っぱを全部むしりとられている状態になっておりますけども、大分涼しくなったんで、今後も、考えていただければなと思っています。街路樹は国交省によりますと、年間で平均5,200本が倒木してるそうです。それに伴って、今年の３月に国交省により、街路樹点検の実施促進のためのガイドラインというのが出されております。本市の倒木に対する点検状況をお伺いします。
○議長（山野井　隆君）　管理課長、山田哲也君。
○管理課長（山田哲也君）　お答えします。街路樹は、沿線の景観をより地域の町並みを形成し、環境の向上に寄与しております。また、車や歩行者の分離や運転者の指導、誘導などといった交通安全の面に寄与するなど、様々な重要な役割を担っております。市内の街路樹につきましては、毎年維持管理として、剪定や消毒などを実施するための予算を計上させていただいておりまして、業者さんのほうに委託のほうをさせていただいております。その業者さんのほうから、選定時や消毒作業時のほうに、街路樹のほうの状況について確認をしていただいて、私どものほうに街路樹の状況について報告などを頂いております。また、職員による市内パトロールや市民の方々からの通報などにより、異常のある街路樹についても、確認のほうを行わせていただいてる状況でございます。それらの状況から、必要に応じて伐採などの安全を確保するための対応を行ってきたところでございます。先ほどもお話ありました国土交通省では、街路樹点検の実施促進のためのガイドラインを、令和８年３月に制定されておりまして、街路樹点検・診断の効率化や重点化について、示されているという状況になります。今後につきましては、ガイドラインの内容を確認しつつ、倒木らくひ等の事故を未然に防ぐために努めていきたいと考えております。以上です。
○議長（山野井　隆君）　本田和成君。
○２番（本田和成君）　今のところガイドラインには、見てないというような認識で、ちょっと受け止めたんですけども、本市の街路樹、老木化してるとかあとは更新が必要じゃないかなというようなところも、大分出てきております。この街路樹の更新についても、

速報版・未校正

先ほど申し上げました国交省のガイドラインで触れられております。今後の本市の街路樹の更新を含めた街路樹整備の考えをお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　管理課副参事、倉持哲也君。

○管理課副参事（倉持哲也君）　本田議員の御質問に答弁いたします。常総ふれあい道路や、取手市内に植樹された街路樹につきまして――つきましては、既に50年近く経過しているものが多いと推測されます。特に桜については、一般的に樹齢50年を過ぎると、幹の内部が腐っていくとの記述もあり、植樹時間――植樹時期から換算すると、植替え時期なども勘案しなくてはならない時期に来ていると考えられます。また、過密に植えられていることから、樹形より強剪定を優先させ優先せざるを得ない状況であり、街路樹の健康状態にも影響を及ぼすことが懸念されます。市内の街路樹に対しましては、様々な御意見を頂いているところでもあり、時代の変化とともに、街路樹への考え方も変化してきているものと感じている――いうところです。取手市緑の基本計画や取手市緑化ガイドラインなどにより、暮らしを彩る緑豊かな町並みの形成を原則としながらも、安全性の確保、歩道の利用者の利便性などを考慮した上で、現在の道路としての基準や、市民の要望などを踏まえつつ、街路樹の在り方を研究する必要があると考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　ありがとうございます。街路樹で、必要なものを同時に管理に要する経費というのはなかなか、いろいろかかりますので、街路樹の更新については、街路樹の――街路樹の樹木の種類とか本数とか、そういったところもしっかり含めた上で、住民とのコンセンサス、これもしっかりとりながら進めていただきたいなと思います。次に市民の意識向上についてお伺いします。まず緑化も含めた自然環境に対する市民の意識向上について、様々な施策を行っていると思いますけども、効果の高い施策というのはどういうものか、お伺いします。

○議長（山野井　隆君）　水とみどりの課長、仁杉繁隆君。

○水とみどりの課長（仁杉繁隆君）　お答えいたします。市民との連携につきましては、啓発活動を行いながら、地域の皆様や学校などと協働推進しております。また、緑化活動の普及啓発を目的として、市民の皆様には、募金活動であります緑の募金などを通じて、苗木や花巻を配布させていただいたり、市内の小中学校へ花の種を配布するなど、取組を実施しております。この配布事業を通じて、家庭や地域での緑化活動を推進し、緑に親しむ機会を提供することで、環境意識の向上を図っております。また、今年も11月14日には、国土交通省下館河川事務所と連携して、市民の皆様に参加を呼びかけ、鬼怒川小貝川クリーン大作戦として、小貝川の堤防や河川敷の清掃を予定しており、環境美化にも努めております。これらの取組を継続し、市民の皆様との連携を行い、緑豊かな地域づくりを推進してまいります。引き続き、環境意識の醸成と向上に努め、市民と一体となって、緑豊かな環境を守り育てていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　どうもありがとうございます。緑の基本計画、本当にしっかりと計画を立てられてると思いますので、市民にもね広く知ってもらうために、ぜひねこうい

う経過があるということを積極的に発信していただきたいなと思っております。建設部の皆さん、ちょっと時間ないんですけど、すみません。ここで、ありがとうございます。

最後に、ごみの減量分別に対する意識についてお伺いいたします。４月に不燃ごみの厳格化されて、様々な課題と問題が生じました。前回の６月定例会で市民に対して粘り強く周知していくという御答弁がありました。資料お願いします。

〔２番　本田和成君資料を示す〕

○２番（本田和成君）　これ、ごみ袋販売してるところにこういったポップが張られてたんですね、これ。第３金曜日はということと、あとはごみのリマインダー。こういったことをやられて、あとはＬＩＮＥのプッシュ通知なんかも送られてきております。このほかに新しく取り組んでいることがあればお伺いします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君）　それでは、本田議員の御質問に答弁をさせていただきます。不燃ごみの排出法に伴う収集日の変更につきましては、市民の皆様の混乱を防ぎ、地域全体で正しい分別の早期停車が図れるよう、前定例会におきましても、粘り強く周知啓発に取り組む旨を御答弁をさせていただいたところでございます。今、写真などでも御紹介いただいたとおり資料新しい分別の定着に向けた取組としまして、取手庁舎、藤代庁舎でのデジタルサイネージによる、啓発映像の放映、それから今写真にありました市内店舗におけるごみ袋の陳列棚への金属類割れ物類の収集日が、第３金曜日に変更された旨のポップをお願いしていること、それからスマホ市役所のごみの日リマインダーの登録を促す啓発ポップを計上させていただいております。さらには分別看板の案内、配布案内を公式ＬＩＮＥやメールマガジンにて配信をいたしております。進捗といたしましては、啓発トップにつきましては、市内 33 店舗の御協力をお願いしまして、全ての店舗に御快諾を得てポップを受け取り頂いているところでございます。また、分別看板も約 50 件、300 枚を配布することができております。こうした各種啓発を――取組を進める中、毎月第３金曜日、職員による朝の集積所見回りを継続して実施しておりました。４月当初と比べ適正に出されているごみが増加し、排出間違いが減るなど、粘り強い啓発の効果が現場でも確実にあらわれてきているものと実感しております。ごみ対策の推進には市民の皆様の御協力も不可欠でございます。引き続き、多様な手法を用いて、粘り強く啓発に向けて取り組んでまいります。

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　以前も、２・６・２というような数字を言わせていただいたんですけども。やっぱり、この６という部分は、本当に分かればやってくれるということだと思うんですね。そういったところをいかに引き上げていくかということになると思いますので、引き続き、ごみに関しては、やっぱりそういったところをしっかりやっていただければなと、粘り強くやっていただければなと思います。

最後に、現在も石油の問題というのは続いております。本当に私たちの暮らしには、石油製品が本当に多く使われているということを実感しております。そういったことから、

速報版・未校正

ごみの減量や分別など、リサイクル――こういった４Ｒと言われてるものが、いよいよ本当に重要になっているんじゃないかなと思っております。ちょっと今回、写真ないんですけども、戸頭まつりで毎年、ペットボトルは、実は青い袋で回収してました。毎年、大体１万人以上来ますので、非常に分別するのは大変なんですけども。今回、こういったことを受けまして、ペットボトルを分別をして、15 袋くらい回収しました。思ったよりペットボトルが多くなかったなという印象ではあるんですけども、このペットボトルについては、キャップを外して、ラベルをはがして、中を洗浄して、というところで、しっかり分別をしなきゃいけないんですけども。これは、戸頭団地自治会のほうで、ボランティアというか、そういった形でやってくれるという方がいらっしゃって、その中で、しっかり、そういったことができたということになります。そういったところから、本当にこの４Ｒというところ、リサイクルなどというのは本当に必要になってくると思うんですけども。本市でも、さらなる周知や取組が必要だと思うんですけども、どのようなお考えでしょうか。

○議長（山野井　隆君）　環境対策課長、吉田卓也君。

○環境対策課長（吉田卓也君）　本田議員の御質問にお答えいたします。市では、とりで未来創造プラン 2024 の重点事業に基づき、ごみの発生抑制を目指すリフューズと、リユース――再利用のリユース、再資源化のリサイクルからなる、４Ｒ行動の浸透を推進しているところでございます。これまでの取組といたしましては、市民の皆様による自主的な資源物集団回収事業への助成や、小型家電回収ボックスの設置をはじめ、エコバッグの配布、生ごみ処理機購入補助金、食品リサイクル堆肥化事業などを実施してまいりました。これらに加え、さらなる減量化と分別の推進に向けた新たな取組といたしまして、土の中の……

〔ベル音〕

○環境対策課長（吉田卓也君）　（続）微生物の力を活用した生ごみ処理容器、キエーロの講習会及びモニター調査に着手しているほか、雑紙の分別回収に関する、さらなる周知を図ってまいります。さらに、常総環境センターでの施設見学会の実施などを予定しているほか、日本語学校と連携した外国人住民向けの出前講座の実施など、多様な市民層に向けた意識啓発も進めてまいります。市といたしましては、今後におきましても、４Ｒ行動の推進に向け、従来の広報紙やホームページ等に加え、効果を実感しております、公式ＬＩＮＥを活用したプッシュ通知などを積極的に活用しながら、市民の皆様へのさらなる意識啓発と周知徹底に努めてまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　本田和成君。

○２番（本田和成君）　より多くの市民に、環境に対しての意識を持ってもらうという必要が、本当にあると思います。ここで重要なのが、どこから関心持ってもらうかということが必要だと思うんです。例えば、取手市の鳥、これフクロウだと――フクロウなんですけどね。何でフクロウが取手市で見られるのか。それから、同じ猛禽類で、ツミとか鷹とか、そういうものも営巣したりとかしてます。こういったことを、本市では利根川とか稲戸井調整池、こういったところの豊かな自然があるわけですよ。そういったところを、し

速報版・未校正

っかり皆さんに認識されてないことが非常に多いと、私、思っております。戸頭団地内には、戸頭で見られる野鳥の紹介看板なんかの――こういったこともあります。戸頭公園には、樹木の名札がついてて――これ里親がついているんですけど、ＱＲコードを読み取ると、樹木の詳細が出てきたりとかします。ごみの分別にしても、例えば、処理するのに、どのくらいの処理費用がかかるとか、具体的な……

〔ベル音〕

○２番（本田和成君）　（続）そういった数字で、目に見えるもの、こういったものをやっぱり必要なのかなと思います。つまり、市民が自分事に感じることができるように、身近なミクロの部分から情報発信していくということも、大変重要だと思います。世界に目を向ければ、エクアドルの憲法――これ 2008 年制定されたんですけども、世界で初めて、自然自身が権利を持っているということが明記されました。自然そのものに、存続・再生し、進化していくことが権利として認められていると。自然を人間のための資源としてではなくて、私たちと共にある存在として捉える、という視点です。本市におかれましても、様々な視点や観点、そういったところから、環境について取り組んでいただくように、お願いをいたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　以上で、本田和成君の質問を終わります。

続いて、遠山智恵子さん。

〔23 番　遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君）　日本共産党、遠山智恵子です。私も今回、今、本当に毎日のように報道されてます、私も防災問題、特に私は藤代地域の水害時の対応策に特化して、質問をいたします。質問するに当たりまして、熊本大地震、そして次々と各地で降雨による災害が見舞われ、被災地の皆様に、心よりお見舞い申し上げたいと思います。今、各地で線状降水帯が起こり、被災状況は計り知れません。――他人事ではありません、もう皆さん同じ思いでいると思います。阪神淡路大地震を機に、基本理念として、自助・共助・公助の重要性が示され、とりわけ、藤代地域の大雨時に限っては「避難所は開設しません」としております。ということなのですが、市民への説明と、平時からの啓発が必要と考え、今回、一般質問で取り上げた次第です。答弁を求めます。

〔23 番　遠山智恵子君質問席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

総務部長、立野啓司君。

○総務部長（立野啓司君）　遠山議員の御質問に答弁いたします。近年の災害の多様化や規模の拡大が進む中、避難所の開設につきましては、地域住民の安全を最優先に対応しているところでございます。また、避難所を開設するに当たりましては、台風などでは雨風が強まる前日や、明るい時間帯に避難が完了できるよう、早めの避難所の開設に取り組んでおり、防災無線、防災ラジオ、市公式ＬＩＮＥ、メールマガジン等、様々な手段で避難情報の発信・周知を行っております。避難所の開設に関する考え方や方針につきましては、市民の皆様に御理解いただくため、これまでも出前講座等を通じて啓発を行ってまいりましたが、引き続き、周知・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

〔総務部長　立野啓司君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君）　これまで、私も地元で出前講座をお願いして、活用させていただきました。今、これだけ関心が高くなっているわけですから、むしろ――前段で申し上げたように、藤代地域は避難所を開設しても、真っ平な土地だから――地域だから、避難所は開設しませんと言われてるわけで――私もそれ聞いて、じゃあ、どうしよう、と思うわけですよ。そういう意味で、対話になれば、市民とはそういった話を――説明したりするわけなんですが。じゃあ、どうしようと、必ずなるわけなんですね。そういう意味で、自助というのが一番先に来るというのは、誰も分かってます。そこで今回、提案したいのは、行政側から市民への――市民に出向いて、啓発活動をぜひ取り組んでいただきたい。例えば、前段で都市整備部のほうから、ワークショップをやったということで、私たち会派も説明を受けて、随分にぎやかにやれたんだな――ちょっと、参加された方から、ちょっといろいろな声も今聞いているところなんですけれども。ワークショップの取組方もいろいろありますので、その辺も研究しながら、ぜひ市民参加型で啓発・周知をしていただきたいと思うんですが、その辺の方針というか――持ってますでしょうか。お願いしたいと思うんですが。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。これまでも、自治会、自主防災会、学校等、様々な場におきまして、防災出前講座を実施するとともに、ホームページ等で防災に関する様々な情報を提供してまいりました。引き続き、御要望があれば、防災出前講座、こちらから出向きまして、実施させていただくとともに、ホームページ等で情報の発信、周知啓発等を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　総務部長、立野啓司君。

○総務部長（立野啓司君）　先ほど遠山議員のほうから、藤代地域では避難所を開設しないという話がございましたけども、ここはちょっと若干補足させていただければと思います。開設しないわけではなくて、ハザードエリア内に関しましては、出水期においては、リスクが高いので、出水期以外では開設する場合ももちろんございますので、そういったことはご理解頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君）　もう何事ね、ケースバイケースで、進めるんだろうというのはもう承知してます。ただ私が、部長から、開設しませんから、藤代は真っ平らなんで、避難所と指定されているところもほとんど学校の体育館なわけで、みんな低いわけで、高台にあるわけじゃないんだよね。そういう意味では、開設できないでしょっていう、そういう話を聞いて、やはり一市民としての立場からしても、じゃどうしよう、実は私、平屋なんですよ、うち。だから、垂直避難も何もできないところなんで、いざとなったら堤防かな、バイパスかな、うち近いので、それとも学校校舎、ガラス割ってでも、上に上がってもらっていいですよっていう、若手の職員からは心強い意見も――出前講座のときに言ってくれたんですよ市民の不安にこたえるということで、思わず言ってくれたんだと思う

速報版・未校正

んです。でも、ガラス割ってまでは入れないよねっていうのが市民の感想でした。また、田んぼダムですとか、あと水防議会のほうで箱島遊水池なども、私たち、議員も視察行ったりということで、とてもいい、今いろいろなあの手この手で取り組んでいければいいのかなというふうには思っておりますけれども、それらが公助になるんだろうと思うんです。千葉豪雨、２点目に入りますけれども、短時間に甚大な被害をもたらし、都市型水害の危険性を想定、想定を超す大雨の、新たな備えの必要性を改めて突きつけたと受け止められています。増大するリスクに見合った排水処理基準、また治水計画、施設整備などの対策が求められております。まさに公助としての取組、対策と言えます。私は公助、取手市の防災減災への取組姿勢が市民への啓発にもつながるものと考え、期待しているんですが、それらの意味で――そういう意味では、進捗状況といいますか、今後の取組、こういった対策として、その辺に対して所見をお願いしたいと求めます。

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。令和８年８月 13 日に発生しました千葉豪雨につきましては、短時間で非常に激しい雨が降り、各地で浸水が発生するなど、甚大な被害をもたらしました。本市にもレベル４、大雨危険警報やレベル４、土砂災害危険補警報が発表され、避難所の開設及び避難指示の発令を行いました。近年全国各地で発生している局地的な集中豪雨や線状降水帯による大雨は、今後もいつ発生してもおかしくない災害であると改めて認識しております。市では今回の豪雨――豪雨対応を受けまして、今後の対応の向上を図る目的で、全庁的に意見の取りまとめを行っております。今後、意見等を整理し、今後の対応に反映させてまいりたいと考えております。引き続き市では、防災力向上に向け、取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君）　そうですね、よろしくお願いしたいと思います。

続いて３点目なんですが、内務省アンケートの回答というものを、個々の避難計画確定一覧票というものを、実は確認いたしました。もう何年も前からこれ――この件については、いざといったとき避難弱者といいますか――避難行動要支援者に対して、誰がどうするっていうのは、そういうデーターまでいかなくても、そういうやつ集めてたんですよ、福祉課のほうで――福祉部のほうで、そういう意味では、今、新たに基準も変わったっていうことを聞いているんですがデーター作成は、それに沿って進めながらも、ただ、いつ何が起こるか分からないわけでして、そういう意味では避難行動要支援者に対し、いざというとき、今どんなふうにするのっていうことを、今ここで確認しておきたいと思うんです。よろしくお願いします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長　飯山貴与子君登壇〕

○健康福祉部長（飯山貴与子君）　遠山議員の御質問にお答えいたします。市では、災害対策基本法の第 49 条の 10 に基づき、災害――災害発生時または災害が発生する恐れがある場合、自ら避難することが困難な要支援者を対象とした、避難行動要支援者名簿の整備

を進めているところです。また、関係部署や自主防災会、自治会など――自治会の方々などと連携して、避難の際に、要支援者に対して安否確認や声かけなどを行う支援の体制づくりにも取り組んでおります。災害が発生または発生する恐れがある場合には、これらの避難支援等関係者などへ名簿を提供し、避難行動要支援者の安否確認や避難支援につなげてまいります。避難行動要支援者への支援に対し――支援につきましては、防災関係団体や地域の各種団体に協力を頂きながら対応していくことが必要であり、引き続き、関係団体と連携を図り、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君）　以前は、民生委員の方たちが、名簿というか、自分の受け持っているエリアで――またかなっていうところで１軒１軒回りながら、また、役所のほうと連携しながら、名簿を頂いて、確認をとっていた、それで名簿を上げていた。ただそのときにも

――そのときから既に、老々介護になるよということでね、もう本当、民生委員の方からも、不安な声は、もうつかんでいらっしゃると思うんですけども、そういう声が聞かれたということで、本当に自治会がしっかりしてるとね、御近所でそれを１年ごとにそれをずーっとというふうにしちゃうと、負担になるだろうということを１年ごとに名簿を変えて、こっちの左側のお隣さん、来年――次は、右隣とかね、何か周辺で協力してるよっていう、自治会のほうでも、丁寧に対応しているところは、そのようにしているようです。ただ、毎回言うように、私も本当に力がないもんで、自主防組織も立ち上げられていないわけなんですけれども、そういったところはなかなか、実際どうなるのかな、そうすると、私たちの――例えば近所にひとり暮らしいるとか、足が不自由な方がいるとか、窓から姿――おばあちゃんの姿が見えたから、寝てるあそこがベッドなんだなあというのが見てとれたとか、そういうときにはそこにどんどんってね、雨戸をたたけばいいのかなあとか、そういうある意味、共助ですよねそれがね、そういう意味では、共助をまちづくりの一環としてね、取り組んでいくのも公務労働者、後で、人事のほうに入るわけなんですけれども、そういう共助っていうのも、取手市のまちづくりっていうことで、市民を育てる地域を育てるっていうか、そういうことも、ぜひ、取り組んでいっていただきたい。市民協働課も期待しているところです。

４点目に移ります。双葉久賀地区に関しましては、ハザードマップでは、赤い矢印が、つくばみらい市とかつくば市のほうに向いているわけですよね。そのときに、近隣自治体と協定できましたということで報告は受けてるんですけれども、具体的にどこに行ったらいいんだろうっていうのが、市民の方からも聞かれたりってこともありまして、今回４点目で避難先となる場所、施設の提示が必要かと思って、答弁頂きたいと思います。そこを進んでいるかどうかも含めて、

○議長（山野井　隆君）　総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。市では大規模災害発生時など、独自の――独自での対応が難しい場合に備えて、県内の全市町村間で災害時等の相互応援に関する協定を締結しており、被災者収容のための施設提供や物資の提供などについて、相互に

協力を要請できる体制を整備しております。この相互応援に関する協定につきましては、被災自治体独自では、十分な措置を講じることが困難な場合に必要となる支援について、市町村間の応援を円滑に遂行することを、目的としており、実際の災害時には、災害の規模や被害状況、交通事情等を勘案した上で必要な応援要請等をすることとなります。先日の染谷議員の御質問でも答弁させていただきましたが、市では受援体制の充実を図るとともに、協定を締結している団体等に、訓練に参加していただくことを通じ、協定団体との応援体制の確認も実施しているところでございます。具体的な場所につきましては、平成27年９月に常総市で発生しました鬼怒川の決壊や、平成30年７月の降雨を踏まえ、鬼怒川・小貝川下流域の大規模水害に関する広域避難計画が策定され、令和元年５月には、鬼怒川小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会の構成市町村である市長である取手市を含む13市町で、大規模水害時の広域避難に関する協定書が締結されました。こちらの計画書におきまして、地区ごとに具体的な避難先が定められている状況です。以上です。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君）　ハザードマップ――先ほど金澤議員が見せた保存版の、その計画の中に、久賀・双葉地区の皆さんは、矢印だけで、具体的に説明というか、ここに逃げるという、ほかの地域のような避難先って書いてありましたっけ。――まだ、そこまでいってないと思ったんですよ。だから、そういった具体的な避難先・避難場所を、これから協定結ぶ――協定も結んでいるはずなので、矢印だけではちょっと不十分だなということで、質問してるんですが。まだ、そこまで具体的に相談してなかったらなかったで、これからちょっと具体的に、そういうところを利用しないで済めばこしたことないんですから、むしろ、ただ、いざというときのためには、大変でも、あそこに行かせてもらおうというようなことで決めておいてほしいと思うんです。その辺は、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　「具体的にどこなんですか」という質問だったと思います。

総務部次長、蛯原一雄君。

○総務部次長（蛯原一雄君）　お答えいたします。つくばみらい市及び龍ケ崎市とは、現在、県内の全市町村間で締結しております協定に基づきまして、洪水時における円滑な避難が行えるよう、相互に避難に関する意識を改めて整理し、連携の強化を図っているところでございます。引き続き、協議のほうは進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君）　もう何事も熱心な山野井議長だから、これ大事なことだから、具体的に答弁できないのと、今、言ってくれましたけど。――まだなんだと思うんですよ。だから、これ本当に大事なことなんで、一つ目安におけると思うんです、安心にもつながるし。久賀地区の人たちだけではないんですけれども、やはり市民の啓発にも関わることなので、ぜひ具体的に決めていってほしいな。「いざとなったら協力しようね」だけで、協定とは言えませんので、よろしくお願いしたいと思います。私も、13市町村の防災大会――国の大臣から、そろってこぞって参加された、そこに私も参加してきたんですけれども。すごい大々的にやってんだなというふうに思ったんですが、ただ一緒にやろうねだ

速報版・未校正

けではなくて、具体化していっていただきたいと思います。中村市長、そういう意味では、よろしくお願いします。続いて、次の質問に移ります。――要支援の方はよろしくお願いします、いざというときのためのということで、常々、話をしてってください。

続いて、公務――地域を支える公務、そして公共サービスの担い手であるのが、もうほかでもありません、皆さん、自治体職員の在り方について、質問に移ります。憲法にもうたっていて、全体の奉仕者――いわゆる、言い換えれば、住民全体の奉仕者として、自治体職員の役割がさらに発揮されることを願って、私今回、人事について質問をするものです。災害時はもちろん、今、いろいろ対応をということで、本田議員、具体的に話し出ましたけれども、避難所の在り方とか。そういう意味では、いざとなったら、本当に職員の皆さん、大変な思いだと思います。3.11 でも、いろんな面で――立ち上げたということでは、実際、役所行ってみると、もう紙をたくさんぶら下げて、もうみんなで――「どうも」とは言いませんけれども、本当にもう頑張ってくれてるんだなというのを、黙って静かに見て帰ってきましたけど。そういう意味では、もう頼りにしていけると、私、思ってます。そういう意味では、人を増やさなくちゃいけないだろうと、やっぱり常々、役所内を回ると思うんです、がらーんとしてるところ、結構ありますんで。それだけ役所内職員も、事務方だけじゃなくて、事務方も含めて外に出てる、地域回ってくれてんだなということで、説明を受けたりしてますんで、そういう意味で、本当に常々ご苦労されてるということで、敬意を表したいと思います。多様な市民要望ですとか、計画策定も、本当に増えてます。そういった行政の仕事量が増えている昨今、職員の増員をさらに求め、配置状況について改めて、ここで現状と方針を伺いたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

総務部長、立野啓司君。

○総務部長（立野啓司君）　遠山議員の御質問に答弁いたします。職員の配置人数につきましては、合併以降、正職員数の上限の目安を 800 人として、定員管理を行ってまいりましたが、ここ数年は 800 人を超える職員数に増員して、行政運営に対応しているところでございます。主な要因といたしましては、令和５年度に定年引上げ制度が施行され、令和 13 年度までに、低年齢が 60 歳から 65 歳まで段階的に引上げられる中、定年退職者が発生しない年度においても、一定数の新規採用を維持する、新規採用の平準化が求められていること、また、各部署の業務の高度化、複雑化する中、質の高い行政サービスを安定的に提供していくために、相応の人員確保が必要不可欠であることが挙げられており挙げられます。具体的な正職員数の推移は、令和５年度と令和６年度が 793 名であったところ、令和７年度は 806 名、令和８年度は 832 名と、ここ２年で職員数を増加させ、行政上の様々な課題に対応しているところでございます。以上でございます。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君）　そうすると、今後の方針ということは、今まで行革、行革って、国のほうから言われて、それを達成すると一定頑張ると交付金が来たりとか、上乗せあったとか、そういったことがあって減らさなきゃならないというのも、もう国から言われて回ってきたというかね、私たちはそういうふうに受け止めて、心配しながら来たわけ

速報版・未校正

なんですけれども、今後の方針というところでは、余り――どうなんでしょうか。今、国のほうで残業、また、何かやっぱ必要に応じていいよというような新聞報道されて、えーって思って、そういう意味では、市役所というところは、きちっと働き方というところでは、方針を持ってやってると思うんですが、これからも必要なところには配置していく――採用しながら配置していくということでよろしいんでしょうか、今後の方針ということで。今、現状を言っていただいて、部長からね。

○議長（山野井　隆君）　人事課長　山下　拓君。

○人事課長（山下　拓君）　お答えさせていただきます。今後の方針というところで、増員する、または減らしていくということは、今の時点では断定できないんですけれども、そのときそのときの行政運営の必要性に応じて判断して必要な人員を適切に配属――配置していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君）　合併時、私も言いましたけど、約1,400人でしたっけ確か。それが今800人にといういうことで、ずーっと減らしてきたわけですよね。で、多少、効率化というか、今、ＯＡ化も――デジタル化も進み、いろいろ効率的にやって進めてはいるんですけど、何せやっぱり旧取手、旧藤代、合併した以上、地域は広がったし、人口も、まだ何とか11万人ちょっとかけるくらいのあれでね。維持してるわけですから、維持してるって思う。ぐっと減っちゃった。そういうことなので、そういう意味では、私は800人もまだまだ少ないなと思って見ているんですよ。だから、そういう意味では、今、課長のほうからも、ケースバイケースで見ていくということで、方針として受け止めておりますけれども、各課の状況だとかもよく、丁寧に見ながら進めて取り組んでいただきたいなと思います。

２点目に同時に自治体職員として専門性が求められています。有資格者の職員の状況と今後の方針を伺います。

○議長（山野井　隆君）　人事課長、山下　拓君

○人事課長（山下　拓君）　お答えさせていただきます。行政実務の専用・専門性が高まる中で、専門的知識・経験を有する人材は、各部署における円滑な事務処理の――事務処理ですとか、課題解決において重要な役割を担っております。専門職のほか、事務職として採用された職員の中にも、専門資格を持つ職員がおりますので、そういったところを、採用試験の申込み時ですとか、入庁の手続時などに保有資格を確認するなどして、そういった職員――専門的な職員の適切な配置のほうに努めているところでございます。以上です。

○議長（山野井　隆君）　遠山議員、取手市の人口なんですけども、本年８月１日現在で、10万5,671人ということになっておりますので、お願いいたします。

○23番（遠山智恵子君）　はい。11万ちょっと減ったぐらいじゃないな。全国的に人口減少してるということでは、承知しておりますけれどね。そこに外国人の方が多数加わっての10万5,000人ということだから、そういう意味では、人口が増えればいいなと思いますけれども、なんせ人は――職員の数は必要だということには間違いないと思います。

やっぱりマンパワーが求められております。今、有資格者の職員に対する対応というところでは承知しました。丁寧に見ていっていただきたい。むしろ発揮していただきたいなと思います。

３点目、会計年度任用職員アンケートをとってでも、ぜひ皆さんの同一労働同一賃金と言われるように、もう職員並みに従事していただいている、会計年度の方もいらっしゃいます。そういう声も聞いてます。そういう意味では、アンケートを実施してはどうかなというふうに思ったんですが、改めてどうでしょう。

○議長（山野井　隆君）　人事課長、山下　拓君。

○人事課長（山下　拓君）　お答えいたします。会計年度任用職員は、現在、多くの部署で任用されており、御指摘のとおり、行政運営の大きな担い手として、欠かせない存在となっております。会計年度任用職員の任用は、各部署の状況やニーズに応じまして、担当課が個別に行っておりますが、任用時の面接ですとか、年度当初の面談などにおいて、本人の勤務上の要望などを確認させていただいているところです。会計年度任用職員の職種や勤務形態は、部署ごとに多岐にわたっているため、今のところ全庁的なアンケート調査を実施する予定はありません。ただ、職員が安心して業務に取り組んでいくためには、全庁的な待遇面の改善などは必要だというふうには考えております。以上になります。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君）　分かりました。各課で採用というかしているということなので、全体としては無理――大変なのかなと思ったんですけど、そこはやっぱり人事課という部署としては、やはり会計年度職員の方も、やっぱり役所――行政が動くための、やっぱりすごい発揮していただいてると、協力あってこそというふうに思っていますので、できれば共通の用紙でもいいので、アンケートを取ってでも、実際の賃金とか給与の満足度とか、あとは働いていて要望ですとか、むしろ、取手市もっとこうなったらいいというような、希望とか御意見も何でもどうぞ、というような意見も聞いたら、参考になるんじゃないかなと思った次第です。ここで、会計年度任用職員だということで、あえて取り上げておきたいのは、ちょっと具体的に、そこまでちょっと通告の中に示さなかったので、ちょっと問題提起だけはさせていただきたいと思うんです。常々、取り上げています、教育総合支援センターに配置されているスクールソーシャルワーカー、昨日も、たまたま職員の方いらして、ちょっと話を聞いたら、もう――今日も――私もこっち来ると会えてなくて、連絡取りたくても取れない状態――こういう状態ですよ。保健師である職員も――管理職ですよ、もう、その方も実際、スクールソーシャルワーカーと手分けして、私も現場へ向かって対応してますという話もあります。専門職の１人なわけで、それもあるんだろうとは思って、理解はしてるんですけど。私はこの際、スクールソーシャルワーカーを、本人の意向というのもありますんで、働き方としては。それで、意向を聞いた上で、正職員化、または複数配置、を、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思っているところです。また、放課後子どもクラブなど支援員の中では、なかなかできなかったんだけれども、責任者を置くことができました。そういう責任者は、ちょっと――どういう扱いにしていったらいいんだろうな、処遇改善というよりは、私は正規の職員が各子どもクラブ

――もう何十人というの中に、相変わらずいますんで、そういう意味で、その辺も問題提起としておきたいなと思い――上げておきたいと思います。それから、ちょっと通告調整の中で、一般質問ではちょっとそぐわないかと思うということで――私も承知したんですけども、社協に、昨日も高齢福祉課のほうでも、社協にお願いしてますということを言われ――答弁ありましたけど、障害者基幹相談センターですとか、子ども発達センター等々、大切な事業を担っていただいております。そこにはもう各専門職の方が複数いらっしゃいます。そういった方たちの、やっぱり処遇改善であったり、正規化というものも、今後、取手市としては念頭に置いていただきたいなというふうに思っています。これらいずれも、次の機会に何らかの形で取り上げていきたいなというふうに思ってますけれども……。今日は……。そんな、部長、首かしげないで。各課のあれかもしれないんだけど、やっぱり、そこは人事課、つかんでおいてほしいなと思いますので、総務部長、よろしくお願いしたいと思います。ごめんね、議長、言いたいことは分かった。

○議長（山野井　隆君）　いえいえ、何も。質問しましょう。

○23 番（遠山智恵子君）　次の質問に移ります。ありがとうございました。

次に移ります。農業支援について質問を行います。米が店頭から消え、価格が高騰した昨年、令和の米騒動から一転して、今、米価が急落しようとしています。もう半分以下だという声も――報道もあります。生産者や卸小売業者は、政府による、早急に備蓄米の買上げを求めていました。１日、農水大臣が記者会見で備蓄米の買戻しを表明し、２日、農水省の諮問機関である食料農業農村政策審議会の了承を得たということですけれども、報道を見ますと――新聞など読みますと、その審議会の中でも出席者から、「いや、備蓄米を買戻し、これ遅過ぎるよ」と、「昨年の放出時と同じ轍を踏んでいる」との批判も出たと。もちろん、よかったという声もあったようですけれども。在庫増による価格下落が懸念されている中、各地から、まだまだ備蓄米、もっともっと受け入れてよと、まだまだ足りないと、追加の買戻しが求められているということです。備蓄米の買入れ価格が市場価格だと、さらに価格暴落に拍車をかけることに、農家の皆さん、また各ＪＡですとか組合の皆さん、懸念されております。結局、今頃、９月に入って、大臣が備蓄米を買い戻すという記者会見で発言したということは――表明したということは、この市場価格を見てたわけですよね。だから、これ去年の米がまだ残ってるということです。だから、それなりの金額で買戻しをしないと、今、新米が――もう、どんどん稲刈り進んでるわけで、新米が出てくる、その金額がどうなんだろうという、今、ＪＡの概算金も示されておりますけれども、前年比の４割から、下手すると５割の減の価格に、資材等が高騰している中、この米価では到底営農できないという、もう本当に悲痛な声が届いております。これは農家だけではありません。逆に消費者にとっても大問題なことです。こうした今年の米価事情に対する市の取組、どのように受け止めているのか、国が示す食料安全保障の確保と計画もあるわけなんですけども、それを観点――その計画の観点を踏まえた上で、市として所見を求めたいと思います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長　森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君）　それでは、遠山議員の御質問に答弁をさせていただきます。国は、食料農業農村基本法に基づきまして、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ国民１人一人が、これを入手できる状態とすることを、食料安全保障の確保の基本理念としています。今年の米価につきましては、主食用米の在庫過多により下落することが想定され、国民にとっては、食料安全保障の確保に掲げられる安定した供給が図られると考えられます。一方で、生産する農業者にとっては、米価の下落により、収入の減少が懸念されるところです。茨城県からも、耕作者に対しまして、米の在庫過多によって米価が下落する懸念があることから、主食用前を非主食用米への作物転換――農作転換をして、リスク分担することについての通知が発出されているところです。取手市農業再生協議会の速報値によりますと、今年度、取手市では主食用米が 54 ヘクタール減少する中、備蓄用米が 57 ヘクタール増加し、茨城県からの通知に沿った生産調整が行われると考えられています。取手市は、主食用米の生産調整の目標量を達成した農業者に対しまして、他市よりも手厚く、10 アール当たり２万 2,000 円の水田農業経営転作等実施補助金を交付、所得を安定させる支援取組を行っているところです。また、今年度より、米の品質低下や食料収量減少の大きな要因となるカメムシ類などの病害虫防除にかかる費用の一部を補助する取手市農産物病害虫防除対策費補助金を交付し、生産者の実質的な負担軽減と米の品質の維持を図っているところでございます。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君）　いろいろ取手市も頑張っているというところで――今、配られている決算の報告書を見ても、数値が出ているわけなんですけれども、昨年と今年の報告書を見比べると、支援金をいただくって、飼料米のほうに、そうすれば手厚かったんですけれども、今年は大分減ってるっていうことで、昨年ですか――主食米のほうが上がってたわけだからそっちに流れますよね。そういう意味では、主食米にむしろ補助金っていうか支援金が出せれば、所得補償費として出せれば、農家さんは、それこそわざわざ市から補助金もらわなくて――支援金出してもらわなくても、それでやれるわけですよね。で、そういう意味では、農家がこれならつくり続けられるという価格、そして消費者が安全でおいしい国産米を食べたいという価格を世界の常識である所得補償制度で――の立ち上げ――創設で、食を守ること、これはもう国の責任で行うことだと思っておりますけれども、ぜひ、取手市のほうも、今後またどうなっていくか本当に不安定な米――米作なんで、ぜひ検討を一緒にしていっていただきたいなというふうに思っております。共産党としても、国で頑張って、――米農家の皆さんと団体を組んで、声を届けているということを述べて次に移ります。

２点目の農業従事者の減少、高齢化、耕地面積の減少が進んでおります。田んぼも俺の代で終わりだとか、後継ぎがいない、息子がいても、米作れとは言えないんだというのは随分前から聞いてます。こういう状況になっています。以前、つくば農業改良普及センターにお邪魔したときに、専門員の話で、取手はそうはいっても取手は、小規模農家が比較的頑張っていますよねっていうお話を伺いました。私は、国連の家族農業 10 年を紹介し

てきただけに誇らしく思ったわけなんですが、改めて、市は、現状課題をどう把握し、どう受け止めているのでしょう、この農業従事者の減少、高齢化、耕地面積の減少、これら問題、解決策について、取組等もあわせて伺います。

○議長（山野井　隆君）　農政課長、鈴木正美君。

○農政課長（鈴木正美君）　それでは、遠山議員の質問にお答えいたします。農業者の高齢化による離農問題と後継者不足につきましては、農業分野全体の課題となっており、この後継者不足から、荒廃農地の増加が最も懸念されるところです。後継者不足を解消するには、新規就農者を増やすことが挙げられますが、新規就農者の多くは、露地野菜や、果樹で独立営農する方――営農する希望者が多いことから、市内農地の 97%が水田である。取手市においては、初期投資に多額の費用を要する水稲で、新規就農をされる方は少ないのが現状となっております。その後継者不足を解消する方法といたしまして、他の地区から担い手に参入してもらう入作というものがあります。あと、農業公社による代掻き、田植等の一部作業受託も行われている、そのような状況となっております。また、各地区において、誰が中心経営形態となり、どこを耕作していくのかを、各地区の農業者及び関係者間で協議し、およそ 10 年後の農地のあるべき姿を目標地図として可視化したものが、地域計画というものがございます。その地域計画による中心経営体の集積、集約は、個別に後継者を探すものではなく、地区で探し、支えていく取組でありまして、後継者不足への――後継者問題解消の一翼を担うものと考えております。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○２３番（遠山智恵子君）　いろいろ考えていただいてるというのは理解してるつもりなんですけど。しっかりあの手この手と、農家の声を聞きながら取り組んでいただきたいと思います。

次の３点目、みどりの食料システム戦略が、またこれも、国のほうで、この気候変動を受けて、有機農業を進めていくということで方針を示しております。全国では昨年 12 月末で 154 市町村まで拡大したと。県内でも、常陸大宮、笠間、石岡ということで、３市町村が、オーガニックビレッジを宣言し、取り組んでいるということです。改めて、取手市の方針と今後の取組を伺いたいわけなんですが、以前もこの有機米というのはいろいろ、大変な、いろいろ要件があるということで、せめてその１つの段階で、環境再生型農業という位置づけで特別栽培米を、むしろ推薦というか、支援していきたいというような話は、答弁で頂いているわけなんですが、あわせてその辺、有機米にまでいかなくても、この特別栽培米、どういう状況なのかちょっとここで答弁いただけますか。

○議長（山野井　隆君）　農政課長、鈴木正美君。

○農政課長（鈴木正美君）　それでは、お答えします。有機農産物といういうことなんですが、ただいま議員のほうからお話あったとおり、有機農産物等は、農林水産省が定めた有機ＪＡＳ法に基づいて登録認証されたものとなっております。この基準を満たすには、播種植付け前２年以上、化学肥料や化学合成農薬を使用しないであったり、周辺から使用禁止資材が飛来し、流入しないよう必要な措置を講ずると、取手市においては、大部分を占める中小規模の兼業農家が取り組むにはかなりハードルが高いものと考え――思われま

す。しかし、昨年度なんですが、つくば地域農業改良普及センターの協力を得まして、他市の有機農産物の下で、雇用就農といった形で有機農業を学んだ方が独立をしました。今後もこのような方が、市内で継続的な営農をしていただくことを期待している、そのようなところでございます。それで特別栽培米の状況ということなんですが、こちらにつきましては茨城県のほうに特別栽培農産物を行った方のデーターが――申請を行った方のデータがございます。そのデーターの数字のほうになりますけど、令和６年度が 12 人、令和７年度が 12 人、令和８年度が 11 人ということで横ばい状況とそのような状況となっております。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○２３番（遠山智恵子君）　報告書のほうを見たら、２件ということだったんで、こんなに少なかったかなというふうに思ってたんですが、実際には、農家さん――頑張っている農家さんもいらしてるということで、分かりました。でも、減ってるということだったので、ぜひ、働きかけをしていただきたいなと思います。そういう意味では、オーガニックビレッジまでいかなくても、ぜひ、今後の方針というところで、取り組んでいただきたいと思うんですが、農業近代化の中で、結果として、大量の農薬や化学肥料の使用によって、環境問題や生態系の悪化、温室効果ガスによる地球温暖化など指摘されているのはもう皆さん御承知のとおりです。こうした状況をとめるためには、有機農業、さらに、環境再生型農業が必要と言われて、このみどりの食料システム戦略が、国でも冊子として示したわけです。その目標の 50 年――2050 年を今年 2030 年に目標値を決めて加速化するとしています。一歩進むためには、生産者、指導者など、一定の条件整備が必要だと思います。研究会、また有機農業に対して、研究会また、準備会でもいいと思うんですが、市が積極的に農家さんに若い人でも頑張って、地域の農家さんとお米――米作を請け負っている方も実際いらっしゃるんで、そういった方にも、こういうことをやってみないか、みんなでということで、普及センターのほうには出向いてセミナーを受けているという方がね、二、三人いたということは聞いていますので、ぜひ、手市でそういった研究会、または準備会でもいいので、投げかけてはどうでしょうか。これ初めての提案となります。ぜひとも検討していただきたいと思いますが所見、どうでしょう。

○議長（山野井　隆君）　農政課長、鈴木正美君。

○農政課長（鈴木正美君）　それでは、お答えいたします。今、環境負荷関係の取組ということだと思うんですが、環境負荷の軽減の取組の１つとしまして――取組としまして、特別栽培認証制度や、あと環境保全型農業などについて今現在、取手市のほうでは生産者に対して、いろいろ周知外を図っているところでございます。今後もこの周知のほうを継続して、周知を図っていきたいということで考えております。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○２３番（遠山智恵子君）　ぜひ、複数いらっしゃるわけですから、そういう人たちも一度集めて、さらにもう一歩、みんなで進めて勉強しませんかというなところ、普及センターのほうの専門医もいらっしゃいますので、喜んで来てくれると思いますよ。ぜひ、引き続き検討はしていっていただきたい。機会があれば、農家さんに声をかけていただきたい

と思います。以上で農業問題、終わります。

次に、もう１年で終わるかなと思ったら、また今回、取り上げました。新川・新堀問題についてです。スイッチお願いします。

〔23 番　遠山智恵子君、資料を示す〕

○23 番（遠山智恵子君）　もう、これは分かりますよね、新堀。草が生えてないほうね。そこが新堀の後で、そこに土――私は土と言いたいんですけれども、埋めたわけです。そこは、もともと新堀――堀だったので、田んぼの脇に、柵がありますね。見えますね。そこは、太陽光パネルがバーッともう随分立っています。設置されました。その先に双葉地区があって、その間に勘兵ヱ堀、古八軒堀があるわけなんです。そういう地域の状況です。ここに排水路を造ったわけなんですが、大体白っぽいのが見えますよね。問題は、そこなんです。ちょっと２番のほうに説明が行っちゃったんですけれども、ちょっといいですかね。今、排水路があって、それを断面を――もう実際こういうふうになってるんで、ここを写真撮ってきたわけなんですが、白いもの分かりますよね。これ何だ、リサイクルじゃなくて。言葉が出なくて。まあ、石灰化ということで、それで当時できたときも、田んぼのほうに白い白濁色が――水が流れてきて、これ何だとか、油が浮いたとか、いろいろそういった問題が起きていたんです。ここを、ちょっとたまたま上のほうにも石が転がってますけど、当時――出来た当時、そのときに拾った石を、昨年、つくってもらったんです。分析をしてもらいました。ちょっと、これは問題あるだろうということで、地元――地域の方が心配しています。表がありますけど、これは事業を始めるというときに当たってだから、2021 年１月５日に採取して、それを分析・調査して、問題ありませんというところで市に提出した資料です。これは開示請求をしたときに入っていたわけで、ちょうど赤い枠で、はっきり文字が見えないと思うんですが、これ六価クロム化合物となっていて、不検出となってるんですよ。六価クロム化合物、これはもう人工のものです。自然界には、ないもので。その脇に「0.005」ってなって、これは不採出という数字なんです。その脇に、実は上を見ると基準値と書いてありますけど、「0.05」、これが基準値。ですから、「0.05」に対して「0.005」なので大丈夫ですよということで、これが最初、こういう再生土を新堀を埋めるときに入れますという、この分析表です。ところが、白いのがいっぱい見えて、ちょっとこれ違うんじゃないか、土じゃないんじゃないかということで、地元の人が転がった石を見つけたんので、ちょっとそれを拝借して、昨年８月 20 日に取って――前からもう持ってたわけなんで――というか、あったんで、いろいろ地元で懇談会なども、役所、管理課の皆さん、一生懸命やってくれて、環境課合わせて、懇談会も設定できたんですけれども。ここで、六価クロム化合物とありますけど、これが 0.02 ということで、先ほどの基準は 0.05 なんですよ。0.05 に対して 0.02 だから、大丈夫、基準値以下ですというのが、この書類――分析結果なんですね。でも、地元からすれば、実は、先ほどの分析表と今のこの分析方法を見ても、基準値と、この六価クロムだけ、大して変わらないんですよ。0.05 に対して 0.02 ですからね。ほかのカドミウム、鉛またその化合物ですとか、セレンなんていう、こういろいろある。基準値よりも、さらに 0.001 とか 0.005 とか、本当に基準値よりも、はるかに下回ってるということで、最初の資料からす

れば、もう不検出に当たるだろうというんですけれども、今回は結局、土じゃなかったわけなんですよね、今回、２回目の。その辺、地元では心配をしております。やっぱり、これ問題じゃないかと。このエリアは牛久沼のわきということもあって、環境保全区域です。そういう意味では、搬入路として新堀埋立ての土壌調査を、地元住民の不安解消、及び――あえて言うけれども――言いますけれども、取手市行政への信頼を持たせるため、復活させるためにも、取手市行政による土壌分析調査実施をお願いしたいというのが、もう切なる地権者、地元、新川の方の希望です。どうでしょうか。この説明と合わせて、分析調査、取手市としてやっていただきたいということなんですが。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

建設部長、原部英樹君。

〔建設部長　原部英樹君登壇〕

○建設部長（原部英樹君）　それでは、遠山議員の御質問に答弁いたします。新堀の仮設道路に使用されております、ＲＣ40 とＲＣ10 といった再生材につきましては、環境庁告示第 46 号に基づきまして、分析調査を行っております。そちら８項目全てにおきまして、基準値を下回る製品であることを、メーカーからの品質証明にて確認をしております。そのため、農地には影響がないということで考えております。また、新川地区の地権者との説明会時に、地権者より、使用した材料のサンプルを頂きまして、取手市法定外公共物工事施工許可を受けている事業者が、計量証明事業所として都道府県に登録された事業者に依頼しまして、分析調査を行いました。分析結果としましては、サンプルの写真がついた分析調査報告書が提出されておりまして、基準値を下回ることを確認しております。市としましては、分析調査の結果を行った事業所が、調査結果を証明書として公的に示す事業を行うために都道府県に登録された事業所でありますので、報告書の調査結果の内容は、信頼性の置けるものであると判断しております。そのような調査結果を踏まえまして、改めて市のほうで土壌調査を行う考えはございません。以上でございます。

〔建設部長　原部英樹君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　ちょっと待ってください。座ってからでいいですか。

○23 番（遠山智恵子君）　すみません。時計見て焦ってます。

○議長（山野井　隆君）　時間止めてますから、いろいろ。

○23 番（遠山智恵子君）　そうだよね、ありがとう。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君）　今、オリエンタルから変わったところは、最初――業者から名刺頂きましたけど、産業廃棄物だとか、いろんな、私は全ていろいろ資格持ってんですっていうことなんですよ。そういった方たち、業者の側がお願いして調べた分析結果なんです。もちろん、今県を通して、環境省推薦っていうか、認定の事業所に分析をお願いしたようだということでは話はもちろん、正式な書類だろうと思ってはいますけれども、お願いした人たちが、業者が、もういろいろな面で、常にね、やってもらってるわけでしょ調査してもらってるわけでしょ。そういった関係で、もう地元がね、もう信用できないんですよ。そういう意味ではぜひ、取手市が、改めて、別にね、環境省やったときに、同じ

速記版（未校正）

ものが出てきたんだったら、それで納得するしかないかっていうふうに、分かっていく分かってくると思うんですが、やっぱり業者が頼んだじゃなくて、取手市としてもうここまで来たらやってほしいというのがもう切なる願いです。で、１点目の質問にも戻りますけれども、環境保全の観点から現地改善に向けて、繰り返し担当課も現地に出向いて、地元住民に説明、懇談を実施してくれてます。業者も答えているという報告を聞いておりますけれども、何せ事業当初から疑義が生じている、ここのエリアの問題、これまでのことを踏まえれば、しっかり今後の見通し、工程表を示すべきということで、この２点ですね、工程表と、それから市が土壌分析調査してほしいというこの２点、切なる願い、地元から届いておりますので、私代弁してるんですけど、２点について、答弁をお願いします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君）　遠山議員の御質問に答弁させていただきます。先ほど、１点目に関しましては、先ほど部長が御説明したとおり……

○議長（山野井　隆君）　マイク入ってますかね。

○管理課長（山田哲也君）　遠山議員の御質問に答弁いたします。１問目は、先ほど部長のほうからも答弁させていただきました、正式な機関での証明書でございますので、取手市では行いません。２点目なんですけども、現地の改善につきましては、私どもも現地のほうに確認させていただいたんですけども、今実際、施工中です。工程表のほうは、ちょっと頂いてないんですけども、相手の聞き取りの結果によって、２か月程度で、問題――いわゆる越境したというものを解決したいという報告を頂いております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　遠山智恵子さん、30 秒です。

○23 番（遠山智恵子君）　越境したところが、あちこちあるわけですよね。新堀もこうだったのが、曲がってるというのも――赤い旗立てて、担当課も示してくれたわけですけど、早急に、やってもらいたい。２か月ぐらい要するということなんですけれども、それ全てで――それで終わるのかという話ですよ。それと、市がやってほしいというのは、業者が頼むんじゃなくて、市が頼んでやってくれということ。どうですか。

○議長（山野井　隆君）　管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君）　お答えいたします……

〔ベル音〕

○管理課長（山田哲也君）　（続）基本的には、先ほども申したとおり、公的機関で調査を行った結果で写真等も添付されてて、数値等も確認できましたので、うちのほうでは実施いたしません。あと、新堀の部分なんですけど、今、改善させていただいてて、ほかでも、ちょっとソーラーパネルのほうで、一部ちょっと影響してるのを確認させていただきましたので、そういうのを含めて、今後、業者のほうには指導してまいります。以上です。

○23 番（遠山智恵子君）　以上です。

○議長（山野井　隆君）　以上で、遠山智恵子さんの質問を終わります。

15 時 20 分まで休憩します。

午後　時　分休憩

速報版・未校正

午後　時　分開議

○議長（山野井　隆君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、落合信太郎君。

〔14番　落合信太郎君登壇〕

○14番（落合信太郎君）　公明党の落合信太郎です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。初めに、ＬｉＤ――聞き取り困難症、ＡＰＤ――聴覚情報処理障がいについて、質問いたします。以後、ＬｉＤとＡＰＤと発言しますので、よろしくお願いをいたします。資料を使って説明しますので、席を移動いたします。

〔14番　落合信太郎君質問席へ移動し、資料を写す〕

○14番（落合信太郎君）　国立研究開発法人、日本医療研究開発機構、ＡＭＥＤ（エーメド）というところが、当事者ニーズに基づいた、聴覚障がい・情報処理障害診断等支援の手引きの開発の研究により、2024年３月に作成された手引から、ちょっと引用させていただきますＬｉＤですとかＡＰＤ、今日初めてお聞きになった方もいらっしゃるんじゃないかというふうに思っております。この手引なんですけど、もう大体２年ぐらい前に作成されたものです。まだ日本におけるＬｉＤ、ＡＰＤには、これまで明確な定義も診断基準もなかった、それゆえ、聞き取りづらさを感じているのに、健康診断や病気での聴力検査で異常が認められなかった、本人の気のせいや努力不足などの言葉で片づけられ、周囲の理解を得られず、不自由をしいられてきた当事者たちがＬｉＤ、ＡＰに対応している病院もまだ少なく、今も全国に、必要とする適切な配慮を受けることができず、困っている当事者がいるそうです。聞き取り困難を有する、純音聴力検査――皆さんが一般的に知っております、ヘッドホンを使って行う聴力検査なんですけれども、それが正常の人の――聞き取り困難を要する正常な人の割合は、英国における報告では、全人口の0.5から１％と推測されております。日本でも120万人程度の当事者が存在する可能性があるそうです。本市で言いますと、大体500人から1,000人程度の方がいらっしゃるという計算になります。まだまだ社会的な認知度が低い、このような状況であります。

〔14番　落合信太郎君資料を示す〕

○14番（落合信太郎君）　これが、下にも記載されておりますけれども、ＬｉＤ、ＡＰＤ当事者の会の方たちの――当事者の会の方たちのまとめられた指示を基につくられたものでございます。代表的な症状は、御覧のとおりであります。次なんですけども、これはバッジなんですけれども――これ御覧になった方いらっしゃる方、どうでしょうか。はてなの耳のコアラくんと言って、このＬｉＤ、ＡＰＤマークだそうであります。

まず初めに、この――まだまだ認知度が低い、このＬｉＤ、ＡＰＤ、市における市民・職員への認識について、お聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

健康福祉部長、飯山貴与子さん。

〔健康福祉部長　飯山貴与子君登壇〕

○健康福祉部長（飯山貴与子君）　落合議員の御質問にお答えいたします。聞き取り困難症や聴覚情報処理障害、いわゆるＬＩＤやＡＰＤにつきましては、一般的な聴力検査では、

異常が認められない場合でも、周囲に雑音のある環境や、複数人での会話など、日常の様々な場面で音として聞こえていても、その内容を聞き取ったり、理解したりすることが難しい状態があるものと認識しております。また、外見から分かりにくいことから、周囲からその困難さを理解されにくい場合もございます。そのため、市民や市職員がこうした特性や困難について理解を深めることが重要であり、一人一人の状況に応じた必要な配慮を行うことが求められていると考えております。市では、取手市障害者福祉計画に基づき、障がいのある方もない方も、互いの違いを認め合い、支え合いながら共に暮らす共生社会の実現に向け、障がい者理解の促進に取り組んでおります。その一環として、関係団体と連携し、あいサポート運動を推進しており、市民や企業、団体等を対象に、障がいへの理解や必要な配慮についての研修や啓発活動を実施しております。また、障がいがある方への合理的配慮を提供する民間事業者や地域団体等に対し、合理的配慮の提供支援に係る費用の助成も行っております。市職員に対しましては、取手市職員における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、必要かつ合理的な配慮の提供について、周知を図るとともに、新規採用職員研修においても、障がい理解に関する研修を実施しているところです。

〔健康福祉部長　飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君）　取手市は、このあいサポート運動ということを、先進自治体として取り組んでおります。過日も、視覚障がい者の方と、またそれを支えするボランティアの方と懇談する機会があったんです――取手市ではこのあいサポート運動と言って、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて、取り組んでいるんですよってお話したら、何ですかと言って、ネットで調べて、あって言って、なかなか、新聞ですとか、広報とりでですとか、――いろいろと、ホームページ等でも周知してますけど、なかなか当事者も知らなかったというのがあって本当にこう地道なこの運動を、推進していかなければなというふうに思った次第でございます。

次に窓口など――行政窓口などの環境整備についてお聞きしたいと思います。このＬＩＤですとかＡＰＤの方たちは、音の反響や周囲の雑音により窓口でのやり取りに支障を来すケースが多く見られます。骨伝導イヤホンや――対話支援システムの導入、筆談機や様々なアプリですとか、耳マークの提示、窓口での環境整備なんかもあると思うんですが、今そのような環境、状況の……。どのような状況かお聞かせ頂ければと思います。

○議長（山野井　隆君）　障害福祉課長、村田文子さん。

○障害福祉課長（村田絢子君）　ただいまの御質問にお答えいたします。行政窓口におきましては、聴覚障がいのある方や聞こえにくさを感じている方が安心して相談や手続を行うことができるよう、筆談や資料の提示など、個々の状況や特性に応じた合理的配慮に努めております。また、障害福祉課の窓口では、会話内容をリアルタイムで文字化して表示する音声認識文字表示ディスプレーを設置しているほか、週に１回、手話通訳者を配置し、聴覚に障がいのある方や聞こえにくさを感じている方の意思疎通や情報取得の支援を行っております。聞こえにくさを感じる方々の中では、静かな環境では、会話ができても、周

囲の雑音や複数人での会話など、状況により聞き取りが困難になる場合があると考えられるため、周囲の環境調整や、必要に応じて文字情報等を併用するなど、音声だけに頼らない対応が重要であると認識しております。このため、市職員一人一人が市民の状況を理解し、分かりやすい説明や丁寧な対応を心がけ、誰もが利用しやすい行政窓口を整備していくことが必要であると考えておりますので、今後も引き続き、合理的配慮の提供に努めてまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君）　きめ細やかな対応で窓口にこられた方を、しっかり寄り添った対応していただきますようよろしくお願いしたいと思います。でも、昨日もこのアクセシビリティとお話がございました。本市の様々な窓口があるかと思います。でも特にこの障害福祉課の窓口にお越しになる市民の皆様というのは、多様な生きづらさですとか課題を抱えておられる方がいらっしゃるのかなというふうに思っております。特に近年の激しい物価高騰はもう目に余るものがあります。当事者や御家族の家計や日常生活を重く圧迫しているのではないかということも懸念をされております。本市の窓口に訪れていただく機会は、単に目的の申請手続を手際よく処理している場ではなく、当事者や御家族が自ら行政にアクセスしてくださる抵抗のチャンスと捉えて、単なる事務作業で終わらせず、取手市が持つ福祉施策、生活困窮支援、そして適切な行政――医療サービスへと漏らさずつないでいく、この行政のプロとしての窓口対応ですね。市民の皆様のさらなる安心と信頼の構築に、引き続きよろしくお願いをして、頂きたいというふうに思っております。

次に、学校現場における適切な理解と配慮について、お聞きをします。学校の教室も雑音が多く、ＬｉＤ、ＡＰＤの児童生徒にとって、学習や集団生活上の大きな障壁となっています。教職員への正しい知識の周知、教室内の座席配置や視覚教材の活用、ロジャーなどの補聴器、援助システムの使用許可など、教室の静穏化など、適切な理解と配慮について、今どのような取組が行われているか、状況をお聞かせいただければと思います。

○議長（山野井　隆君）　答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長　飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君）　落合議員の御質問に答弁させていただきます。学校現場におきましても、児童生徒一人一人の特性や教育的ニーズを適切に理解し、必要な支援につなげていくことが重要であると認識しております。特に、ＬｉＤ、ＡＰＤにつきましては、議員ご紹介のとおり、通常の聴力検査では異常が認められない場合もあることから、本人が聞き取りにくい困難を感じていても、周囲からは気づかれにくいことがございます。そのため、まずは教職員がこうした特性について、正しく理解することが大切であると考えております。今後、教職員への研修や、特別支援教育コーディネーター会議等の機会を活用しまして、ＬｉＤ、ＡＰＤを含めた様々な障がいや特性、その支援について理解を深め、各学校で共有できるよう努めてまいりたいと考えております。また、保護者に対しても、必要に応じまして、保健だより等を活用し、理解促進を図ってまいりたいと考えております。各学校におきましては、聞き取りに困難を抱える児童生徒に対し、教室前方への座席

配置を工夫したり、口頭だけではなく、板書やプリント、１人１台端末などを活用し、視覚的にも配慮したりするなど、一人一人の特性や状況に応じた合理的配慮の提供や、学びやすい環境の整備を図ることが重要であると考えております。また、学校だけで判断するのではなく、保護者と十分に情報を共有するとともに、必要に応じまして、医療機関や専門機関とも連携しながら、児童生徒にとって適切な支援につなげていくことが大切であると考えております。今後も、多様な教育的ニーズのある児童生徒一人一人が安心して学べることができるよう、教職員の理解を深めるとともに、個々の特性に応じた支援と、教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

〔教育部長　飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井　隆君）　落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君）　ありがとうございます。このＬｉＤ、ＡＰＤは、保護者や親でさえ、気づきにくいというふうにいわれております。この当事者は、聞き取れない日常が当たり前になって、違和感に気づけない、自責の念を長年抱き続け、診断された頃には鬱病などの精神疾患を併発してしまう人も少なくないと、近畿のＬｉＤ、ＡＰＤ当事者の会の代表が訴えておりました。思春期を迎える前までに、周囲の大人が症状に気づき、適切なケアを施せるよう、正しい認知が広がってほしいと、また学校現場――先ほどありましたように、ＬｉＤ、ＡＰＤで、いじめの原因になったりしないように、学校現場での周知徹底を、引き続きよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

次に、軽度中等度難聴児補聴器購入等の助成について、お聞きします。本市では、身体障害者手帳の対象とならない軽度中等度難聴児に対し、補聴器や補聴器援助機器等の購入助成を行っております。制度の概要についてお聞かせいただければと思います。

○議長（山野井　隆君）　障害福祉課長、村田絢子さん。

○障害福祉課長（村田絢子君）　お答えいたします。軽度中等度難聴児補聴器購入支援事業につきましては、身体障害者手帳の交付対象とならない児童のうち、両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満であり、専門医が補聴器の装用を必要と認めた、18 歳未満の児童を対象として実施しております。補聴器の購入費等につきましては、取手市軽度中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金交付要綱で定めた基準価格を上限として、購入費用等の３分の２を公費により助成しております。本制度は、身体障害者手帳の交付対象とはならないものの、補聴器の装用を必要とする児童に対して、その購入費等の一部を助成することにより、児童の健全な言語及び社会性の発達を支援することを目的としております。軽度中等度の難聴による日常生活における会話やコミュニケーションなどへの影響を考慮し、必要な時期に補聴器を適切に使用できる環境を整えることは、児童の成長を支える上でも重要であると認識しております。本市といたしましては、本制度を適切に執行し、制度の周知に努め、補聴器を必要とする児童が、必要な時期に適切な支援を受けられるよう取り組んでまいります。以上です。

○議長（山野井　隆君）　落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君）　必要な人に、適切にこの制度が適用されるように、引き続きよろしくお願いしたいと思います。先ほどもちょっと御紹介させていただいたんですけれ

ども、これは18歳未満のお子様たち限定ですけれども、市内には、推計すると五百人から千人程度の、潜在的にＬｉＤ、ＡＰＤの症状をお持ちの方もいらっしゃるのではないかと推測されますけれども。東海村では、18歳以上の成人に対しても、茨城県内市町村で初めて、軽度中等度難聴者への補助――補聴器の補助を開始するなど、聞こえの支援において、非常に先進的な取組を行っております。本市の軽度中等度難聴児補聴器購入助成制度の対象を、医師の診断や意見書を持つ全てのＬｉＤ、ＡＰＤに拡大すべきと考えますけれども、当市の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（山野井　隆君）　障害福祉課長、村田絢子さん。

○障害福祉課長（村田絢子君）　お答えいたします。18歳以上の成人の方に関しましても、聞こえにくさを感じていらっしゃる方という方はいらっしゃると思いますので、対象の拡大についても検討をしていきたいと思います。以上です。

○議長（山野井　隆君）　落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君）　よろしくお願いします。

最後に、周知・啓発についてでございます。

ここでＬｉＤ、ＡＰＤを紹介している古河市さんのホームページを御覧いただきたいと思います。

〔14番　落合信太郎君資料を示す〕

○14番（落合信太郎君）　これが、古河市さんのホームページでございます。もう既に、いろんな様々な自治体では、まだまだ知られていない、このＬｉＤ、ＡＰＤの、ホームページを使って周知をしております。残念ながら、ちょっと本市のほうでは、まだ、こういったホームページのほうでも記載がされておりません。また、仙台市のほうでは、この症状を解説した啓発パンフレットを作成し、今年から各区役所でも配布しているそうです。また、当事者団体と連携して、市民向け講演会を開催する地域もあって、認知がどんどん広がっているそうでございます。ＬｉＤ、ＡＰＤの特性や困り事について、あいサポート運動を推進する本市は、積極的に広報紙や公式ホームページなどを通じて、広く市民へ周知・啓発を行うことが、当事者を温かく受け入れる地域社会の形成につながると思いますが、御見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（山野井　隆君）　健康福祉部長、飯山貴与子さん。

○健康福祉部長（飯山貴与子君）　お答えいたします。ＬｉＤやＡＰＤにつきましては、本人が困難を抱えていても、周囲から気づかれにくい特性があることから、本人に対する支援だけではなく、家族・学校・職場・地域社会など、社会全体でその特性について理解を深めていくことが重要であります。そのため、市といたしましては、先行事例も参考にしながら、市ホームページへの掲載、広報紙、障がい理解に関する研修など、既存の取組や情報発信の機会を活用いたしまして、ＬｉＤ、ＡＰＤを含む、外見から分かりにくい障がいや困り事についても、市民の皆様に理解を深めていただくため、効果的に、そして積極的に周知啓発に取り組んでまいります。また、市職員につきましても、様々な障がいの特性や困難さについて、研修等を通じ、理解を深め、窓口対応や日常業務において、市民一人一人の状況に応じた適切な配慮ができるよう、組織全体への周知徹底を図り、意識の

向上に努めてまいります。
○議長（山野井　隆君）　落合信太郎君。
○14 番（落合信太郎君）　よろしくお願いいたします。
　それでは次の質問に移りたいと思います。障がい者の日常生活への援助について、日常生活用具の給付について質問させていただきます。障がいのある方の自立した日常生活や、社会参加を支える日常生活用具給付事業について伺います。
○議長（山野井　隆君）　健康福祉部長、飯山貴与子さん。
○健康福祉部長（飯山貴与子君）　お答えいたします。日常生活用具給付事業につきましては、障がい者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして、障がいのある方の日常生活の利便性の向上を図り、自立した日常生活を支援することを目的に実施しております。市では、在宅の障がいのある方に対し、障がいの種別や程度、生活状況等に応じて、日常生活を送る上で必要となる用具の給付を行っております。日常生活用具の品目やその基準額、対象者の要件等は、国が示す基準等を踏まえ、取手市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱において定めております。日常生活用具は、障がいのある方の自立や社会参加、情報の取得や意思疎通などを支える重要なものであり、社会環境の変化や情報通信技術の進展などに伴い、必要とされる業務やその役割も変化するものと認識しております。このため、対象となる用具や対象者の要件につきましては、国の制度や基準、他自治体の状況、市における利用実態やニーズ等を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。
○議長（山野井　隆君）　落合信太郎君。
○14 番（落合信太郎君）　ありがとうございます。それで、私からは、点字ディスプレーの給付要件の緩和についてお聞きしたいと思っております。この点字ディスプレーこれ……
〔14 番　落合信太郎君資料を示す〕
○14 番（落合信太郎君）　（続）ブレイルメモという、機器なんですね。本市における日常生活用具給付事業は、障がいのある方の――先ほど、部長のほうからもありましたように、自立した日常生活や社会参加を支える上で極めて重要な役割を果たしています。しかし、時代の変化やデジタル技術の進化そして当事者の多様なニーズに対し、本市の給付基準が他市に比べて厳し過ぎるのではないかと感じる事例がございます。具体例として……
〔14 番　落合信太郎君資料を示す〕
○14 番（落合信太郎君）　（続）こちら、取手市と龍ケ崎市の要件の比較でございます。他市に比べて――本市の給付基準が、他市に比べて厳し過ぎるのではないかと感じる事例がございます。これが点字ディスプレーでございます。具具体例として、この文字情報を点字に変換して出力・表示する、点字ディスプレーについて取り上げます。現在、我が取手市における点字ディスプレーの給付対象者の要件は、盲ろう者重複障がい、すなわち原則として、視覚障害２級以上、かつ聴覚障害２級の両方を有する方に限定されております。一方で、隣接する龍ケ崎市の状況を見ますと、対象者の要件は視覚障害者単一障害でも対象となっており、視覚障害２級以上の視覚障害児・者であれば、重複障害でなくても給付

を受けることが可能です。限度額38万3,500円、耐用年数６年、自己負担１割という条件は両市とも同じですが、入り口の、この要件において、取手市は龍ケ崎市に比べ、非常に高いハードルを課しているのが実態でございます。この点字ディスプレーは、全盲の方などが、音声読み上げ機能だけでは聞き取りにくい、漢字のニュアンス、プログラミングコード、外国語などを正確に掌握し、就労や学習コミュニケーションを行うために不可欠な機器であります。視覚障がい単独であっても、この機器を必要としている当事者は、本市にもいらっしゃいます。私、直接、御要望を頂きました。この住む自治体が違うだけで、これほど大きな支援の格差が生まれる現状は、見過ごすことはできません。視覚障害者の就労・学習機会の拡大、情報アクセシビリティーの向上という観点から、本市においても速やかに要件を緩和し、視覚障がい単一の方も給付対象に加えるべきと考えますが、当局の見解をお聞きします。

○議長（山野井　隆君）　障害福祉課長、村田絢子さん。

○障害福祉課長（村田絢子君）　お答えいたします。点字ディスプレーにつきましては、日常生活用具の情報意思疎通支援用具として位置づけられており、コンピューター等の画面情報を点字により表示することにより、視覚障がいのある方の情報取得や意思疎通を支援する用具でございます。本市の日常生活用具給付事業における点字ディスプレーの対象者につきましては、議員ご指摘のとおり、視覚障害２級以上、かつ聴覚障害２級以上の、重度の重複障害者を対象としております。こちらは、国から示された日常生活用具の給付等に関する基準を踏まえて設定しているものでございます。当市でこの要件に該当する方は、令和８年４月１日現在で１名であり、これまで点字ディスプレーの給付実績はございません。一方で、点字ディスプレーの給付対象要件を拡大している自治体があることや、日常生活用具に関し、地域の実情に即した適切な運用に努めるよう、国から示されているということも踏まえ、本市といたしましても、利用者のニーズや利用実態の把握に努めるとともに、他自治体の状況等も参考にしながら、障がいのある方が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、点字ディスプレーの対象者の見直しを含め、日常生活用具給付事業の適切な運用について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井　隆君）　落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君）　ぜひ、速やかな検討をお願いしたいなというふうに思ってございます。また、先ほど――こちらの要件なんですけれども、龍ケ崎市さんでは、デジタル社会、多様性の尊重と叫ばれる今こそ、この本当に「聞こえ」ですとか「見え方」の障がい壁によって、市民の可能性を狭めないように、ぜひ要綱の――時代に合わせてアップデートしていただきたいなというふうに思っております。隣の龍ケ崎市さんでは、対象者を単に「視覚障がい者」とするだけでなく、明確にこの「視覚障がい児・者」と規定し、子どもたちへの給付を、制度上しっかりと保障をしている点です。点字ディスプレーは、全盲などの子どもたちが学校の授業で教科書を読んだり、漢字の構成を正しく理解したり、ＩＣＴ教育が進む現代において、パソコン・タブレットを使って学習したりするために、幼少期・就学期から不可欠な学習ツールであります。子どもの頃から、こうしたデジタル機器や点字に触れる機会を確保することは、将来の自立や就労の可能性を広げるために、

一刻も猶予を許されない、教育への投資のはずであります。そこでなんですけれども、本市の視覚障がいのある児童――点字ディスプレーをした場合、この現行の重複障がい、盲ろう者という高いハードルのせいで、実質的に排除されてしまう教育格差について、当局はどのように認識をされているのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（山野井　隆君）　分かりづらい。もう１回、聞いてもらっていいですか、すみません。ちょっと再度、質問してもらいます。

○14 番（落合信太郎君）　現行の制度ですと、教育格差の、未来を担う子どもたちの教育均等機会の観点からも、龍ケ崎市に倣い、一刻も早く「児」を含めた、単一障がいへの要件緩和を断行すべきと考えますけれども、当市のその明確な答弁というのをお聞かせいただければと思うんですけど。だから福祉で結構です。

〔笑う者あり〕

○議長（山野井　隆君）　どうかな。クロスしてるような感じなんで、福祉の部門で答えられる範囲でいいんじゃないすか。全般的な視点で答えていただいて。

○議長（山野井　隆君）　障害福祉課長、村田絢子さん。

○障害福祉課長（村田絢子君）　お答えいたします。本市における利用実態やニーズ等を踏まえまして、検討をしていきたいと考えます。障がい児につきましては機器の操作などの御自身が可能かどうかといったところも見極めが必要かと思いますので、その辺りも含めまして、児童に対しても給付が可能かどうか検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井　隆君）　落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君）　ありがとうございます。高度な機器ですので、できるだけ早い時期から触れさせてあげるのがいいのかなと思っております。本市は、あいサポート運動を始めとする、障がい者理解促進の先進自治体であります。一人一人の困り事に心を寄せる――より添えあえる地域の社会をつくる、本市の根幹をなす市政だと思っておりますので、取手市の前向きな取組を期待をし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山野井　隆君）　以上で落合信太郎君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後　時　分散会

速報版・未校正